

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成30年5月30日提出
【計算期間】	第24特定期間 (自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日)
【ファンド名】	世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型) (愛称:ベストシックス)
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	高橋 慎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
公債		欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ( )				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券、不動産投信))	日々	中近東 (中東)		
資産複合 ( )	その他 ( )	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

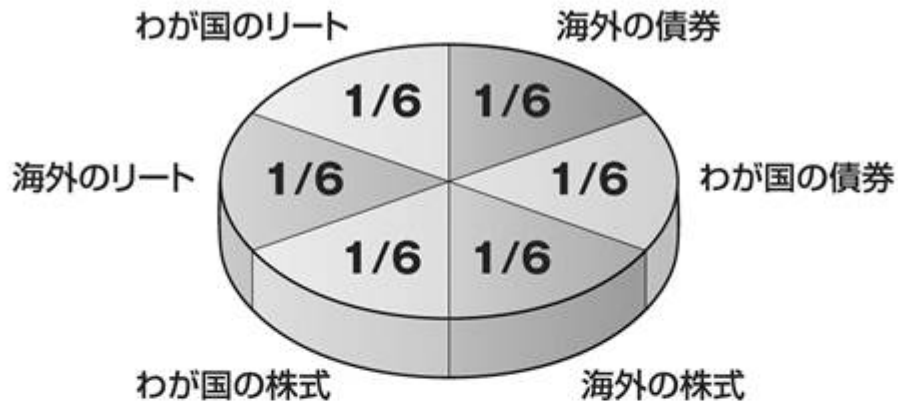
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

## 1

内外の債券、株式およびリートに投資します。

- 各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処とします。



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



## 2

## 海外の債券への投資にあたっては、ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

## ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

(注) 上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上<sup>\*1</sup>、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上<sup>\*2</sup>とすることを基本とします。

## 債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA-, }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A-, }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やS&Pグローバル・レーティング (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

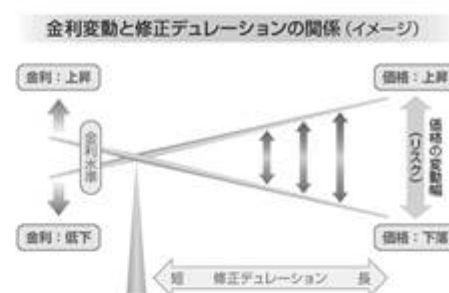
※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

## 修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。



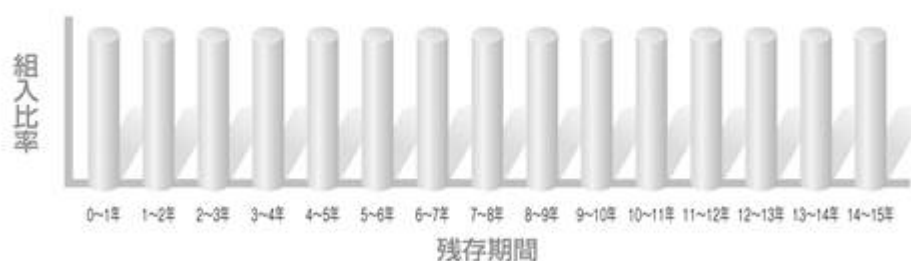
- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

## 3

わが国の債券への投資にあたっては、国債に投資します。

- 残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- 原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。

### 残存期間ごとの組入イメージ



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

- ダイワ日本国債マザーファンドにおいて、国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、ダイワ日本国債マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## 4 内外の株式への投資にあたっては、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資します。

●ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。

イ. 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します（外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。）。

ロ. 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

### 〈海外の株式〉

銘柄選定にあたっては、ドイツのイーコム・リサーチ・アーゲーの調査情報を参考にします。

◇イーコム・リサーチは、世界的な調査・格付会社の一つであり、環境への取組みを含めた企業責任の格付け（Corporate Responsibility格付け）等を行なっています。

◇イーコム・リサーチの企業責任の格付けは、環境的側面と社会的・文化的側面において行なわれ、それらをベースとした総合格付けが行なわれます。

（委託会社に対してダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの運用にかかる投資助言を行なうものではありません。）

### 〈わが国の株式〉

銘柄選定にあたっては、株式会社日本総合研究所の調査情報を参考にします。

◇日本総合研究所は、1969年に設立された日本を代表するシンクタンクです。

◇日本総合研究所は、企業の「社会的責任」（社会的側面、環境的側面）の調査を行ないます。なお、日本総合研究所は、投資助言・代理業の登録を行なっておらず、有価証券の価値等または有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行なうものではありません。

## 5

内外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 海外のリートへの投資にあたっては、組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行いません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

### 投資対象銘柄の業種 (イメージ)



### 投資対象地域 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

### 〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・ 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・ リート運用では最大級の資産規模。
- ・ ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・ 優先証券や大型バリューストックなどインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・ 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

- わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

### 投資対象銘柄の業種 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。



・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～5.の運用が行なわれないことがあります。

## 6 毎月6日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 【収益分配金に関する留意事項】

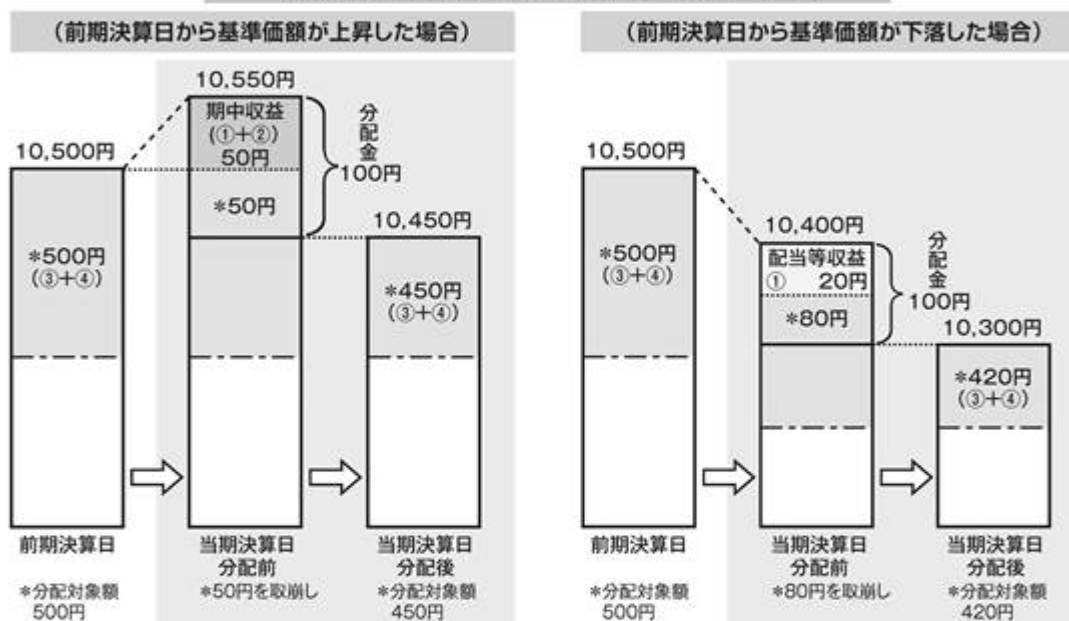
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



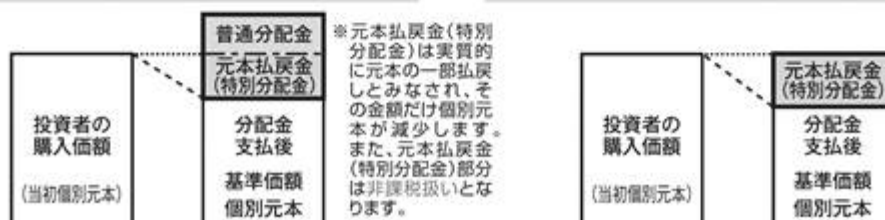
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

## (2) 【ファンドの沿革】

2006年6月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

## 収益分配金(注1)、償還金など お申込金(5)

お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
-------	------	--

1

## 収益分配金、償還金など お申込金(5)

委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
------	----------------	---

運用指図

2

## 損益 信託金(5)

受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
------	--	--

## 損益 投資

投資対象	<p>内外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーファンド方式で運用を行ないます。</li> <li>・なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社(コーヘン&amp;スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク)(注2)に運用の指図にかかる権限を委託します。</li> </ul>
------	---

(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約(3)に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、同マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます(4)。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（2018年3月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

- 1959年12月12日 設立登記
- 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1960年 4月 1日 営業開始
- 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券
3. ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
4. ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
6. ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券

#### 投資態度

- イ．主として、マザーファンドを通じて内外の公社債、株式、および不動産投資信託証券に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ロ．各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないません。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。
- ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ハ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

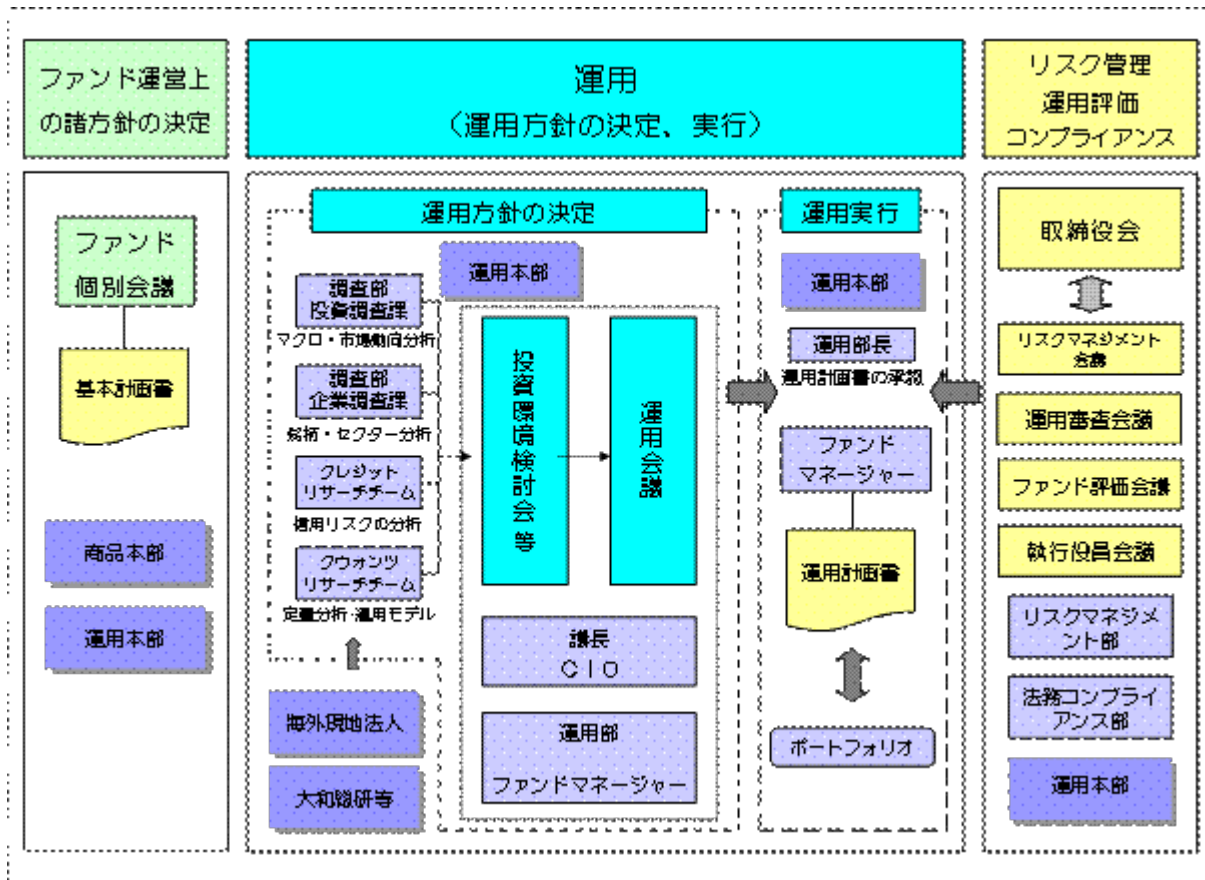
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

## (3) 【運用体制】

## 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



## 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

## イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

## ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

## ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

## ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

## イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

## ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

## ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

## ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

## ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は30～40名程度です。

## イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

## ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

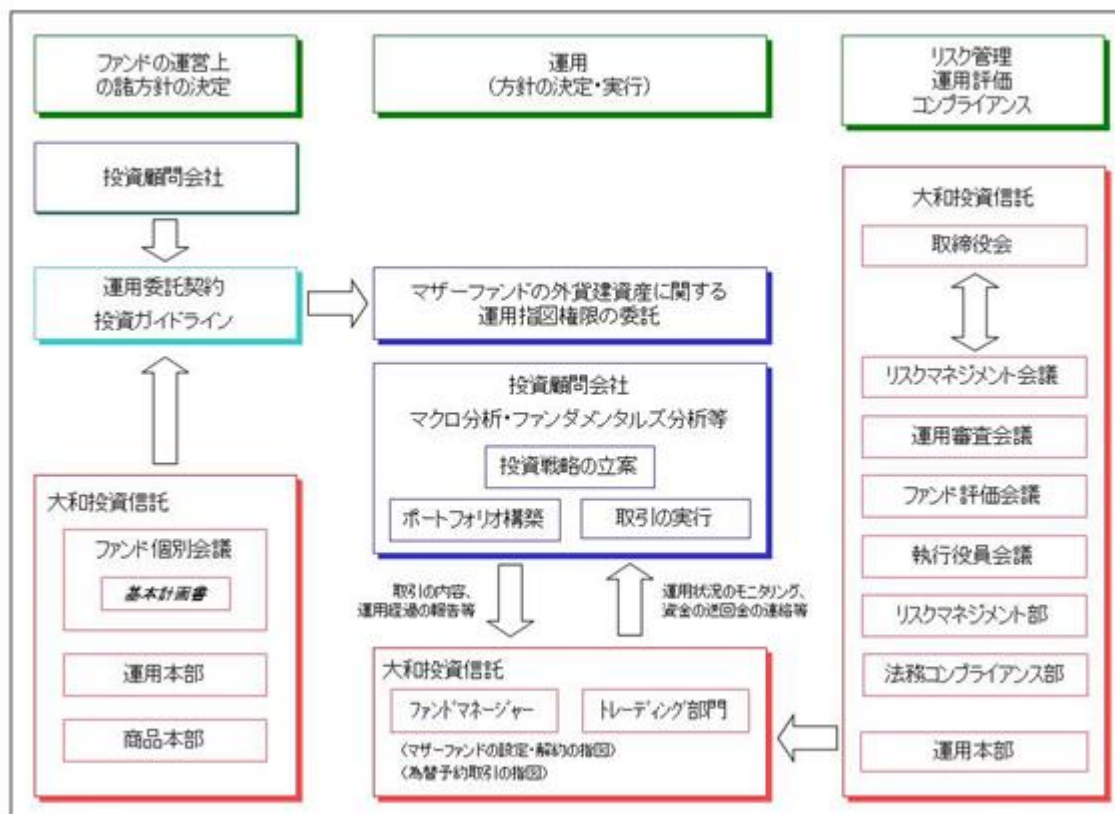
## ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外リートにかかる運用体制について（マザーファンドにかかるものを含みます。）



#### イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」では、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

#### ロ．運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

#### ハ．モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

#### ニ．リスク管理、運用評価、コンプライアンス

（前 に同じ。）

上記の運用体制は2018年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。



原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。なお、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 【投資制限】

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <参考> マザーファンドの概要

##### 1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

#### (1) 投資方針

主要投資対象

内外の公社債等を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ．主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
- a．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- 北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ  
        東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等
- b．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。
- c．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。
- d．ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。
- e．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ハ．為替については、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限りません。）
- ハ．約束手形
- ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形
- 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。))の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの  
なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。  
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りま

す。株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号イもしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 2. ダイワ日本国債マザーファンド

### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ．主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ロ．わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。
- ハ．国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- ニ．運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

2.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および

第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2.~16.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

### (3) 主な投資制限

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの八.と同規定)

スワップ取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

金利先渡取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ.金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 3.ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド

### (1) 投資方針

主要投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。
- ロ．ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。
- (a) 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します（外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。）。  
(b) 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。
- ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。
- ニ．保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。



2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

## 4. ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

#### 投資態度

イ．主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ．（ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドと同規定）

ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドと同規定）

### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引

にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 金利先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

海外の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ。 )および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。 )の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。 )を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ．海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、コーペン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4．外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5．外国法人が発行する譲渡性預金証書

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

## (3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### (4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

### 6. ダイワJ - R E I Tアクティブ・マザーファンド

#### (1) 投資方針

##### 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### 投資態度

イ．わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

ハ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.（ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドと同規定）

2.（ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドと同規定）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

3. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前2.の証券および前3.の証券を以下「投資信託証券」といいます。  
(ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定)

### (3) 主な投資制限

～ (ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定)  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

## 3 【投資リスク】

### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。



- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
  - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
  - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ．リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
  - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもありえます。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、

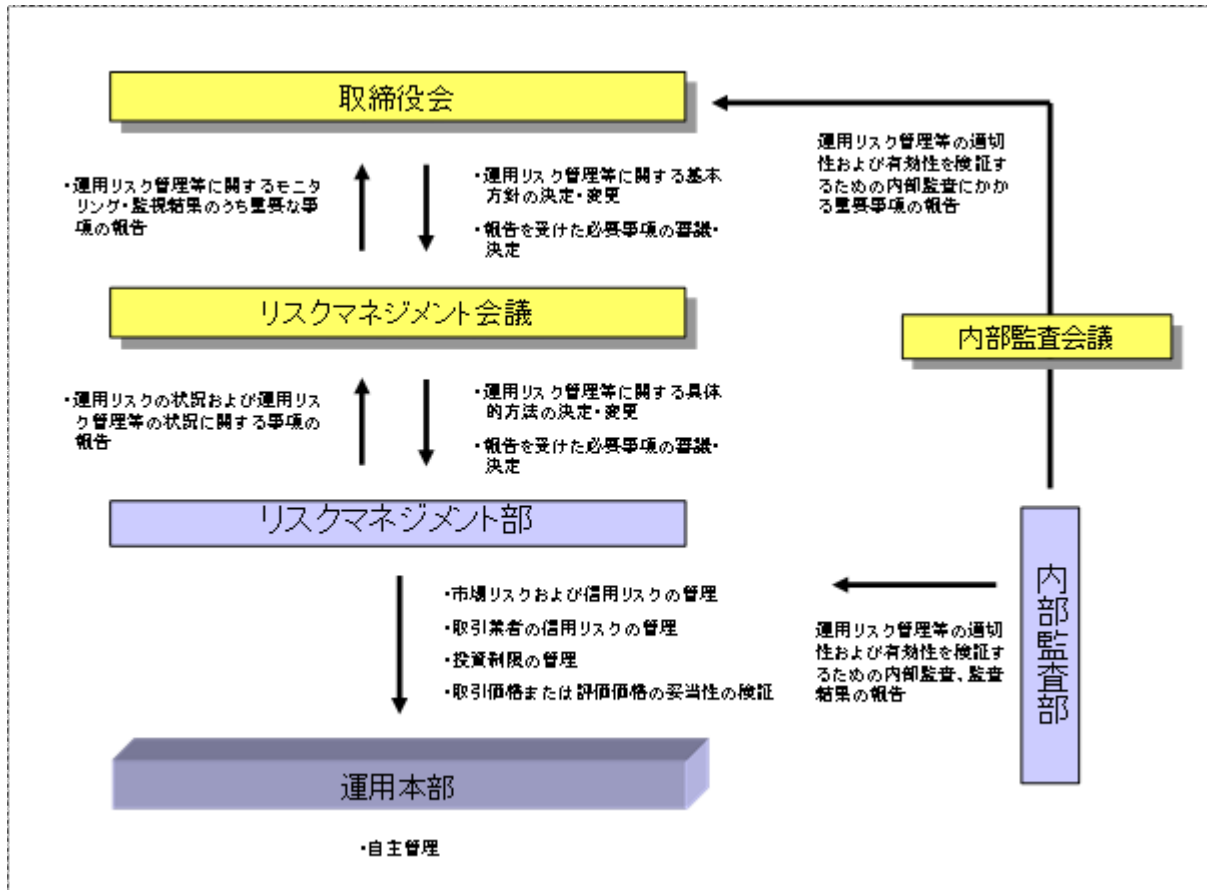
受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



#### 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

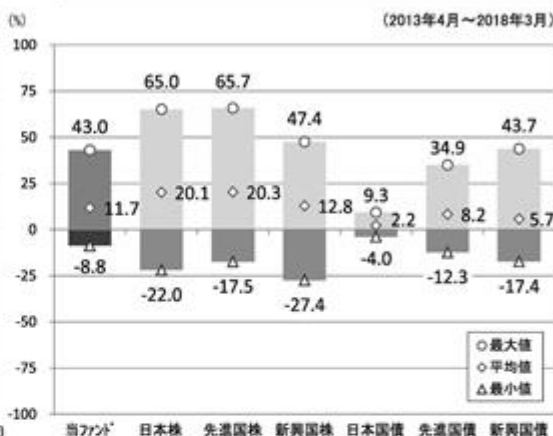
## 参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

## ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)  
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)  
日本国債：NOMURA-BPI国債  
先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

## ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性、正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.7%（税抜2.5%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4148%（税抜1.31%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.63% （税抜）	年率0.63% （税抜）	年率0.05% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を、次のとおり支払うものとします。

・ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

同マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超 1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超 2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### <マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%

の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

## 八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 上記は、2018年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】（平成30年3月30日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	734,822,090	99.11
内 日本	734,822,090	99.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6,610,526	0.89
純資産総額	741,432,616	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成30年3月30日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ日本国債マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	100,854,478	1.2547 126,542,130	1.2551 126,582,455	17.07
2	ダイワJ-REITアクティブ・マザー ファンド	日本	親投資 信託受 益証券	52,663,700	2.3416 123,317,321	2.3783 125,250,077	16.89
3	ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	74,723,416	1.6281 121,657,200	1.6450 122,920,019	16.58
4	ダイワ日本ハーモニーストック・マ ザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	91,595,388	1.3187 120,786,838	1.3239 121,263,134	16.36
5	ダイワ・グローバルREIT・マザーファ ンド	日本	親投資 信託受 益証券	57,412,853	2.0405 117,150,926	2.0924 120,130,653	16.20
6	ダイワ外国ハーモニーストック・マ ザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	59,807,364	2.0401 122,013,003	1.9843 118,675,752	16.01



(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.11%
合計	99.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5特定期間末 (平成20年9月8日)	19,687,955,233	19,837,377,967	0.7906	0.7966
第6特定期間末 (平成21年3月6日)	11,935,013,318	12,031,575,030	0.4944	0.4984
第7特定期間末 (平成21年9月7日)	13,901,836,782	13,993,633,497	0.6057	0.6097
第8特定期間末 (平成22年3月8日)	10,692,248,916	10,745,973,634	0.5971	0.6001
第9特定期間末 (平成22年9月6日)	7,798,140,191	7,839,456,750	0.5662	0.5692
第10特定期間末 (平成23年3月7日)	5,730,967,463	5,749,873,656	0.6063	0.6083
第11特定期間末 (平成23年9月6日)	3,560,134,170	3,573,461,950	0.5342	0.5362
第12特定期間末 (平成24年3月6日)	2,726,947,257	2,731,732,476	0.5699	0.5709

第13特定期間末 (平成24年9月6日)	2,078,365,006	2,082,077,533	0.5598	0.5608
第14特定期間末 (平成25年3月6日)	2,223,686,916	2,226,847,683	0.7035	0.7045
第15特定期間末 (平成25年9月6日)	1,965,705,474	1,968,408,487	0.7272	0.7282
第16特定期間末 (平成26年3月6日)	1,885,679,377	1,888,027,488	0.8031	0.8041
第17特定期間末 (平成26年9月8日)	1,730,255,928	1,732,293,672	0.8491	0.8501
第18特定期間末 (平成27年3月6日)	1,448,031,765	1,449,549,957	0.9538	0.9548
第19特定期間末 (平成27年9月7日)	1,142,131,200	1,143,425,179	0.8827	0.8837
第20特定期間末 (平成28年3月7日)	1,038,896,216	1,040,066,252	0.8879	0.8889
第21特定期間末 (平成28年9月6日)	937,974,850	939,047,761	0.8742	0.8752
第22特定期間末 (平成29年3月6日)	898,192,319	899,171,681	0.9171	0.9181
平成29年3月末日	877,687,750	-	0.9080	-
4月末日	867,740,635	-	0.9083	-
5月末日	868,809,730	-	0.9206	-
6月末日	853,812,870	-	0.9263	-
7月末日	835,742,439	-	0.9300	-
8月末日	803,578,755	-	0.9291	-
第23特定期間末 (平成29年9月6日)	794,987,775	795,852,695	0.9191	0.9201
9月末日	801,949,542	-	0.9412	-
10月末日	801,529,822	-	0.9536	-
11月末日	807,691,051	-	0.9663	-
12月末日	804,072,390	-	0.9790	-
平成30年1月末日	782,912,488	-	0.9764	-
2月末日	759,193,260	-	0.9470	-
第24特定期間末 (平成30年3月6日)	747,130,182	747,931,831	0.9320	0.9330
3月末日	741,432,616	-	0.9354	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0320
第7特定期間	0.0240
第8特定期間	0.0220
第9特定期間	0.0180
第10特定期間	0.0150
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0090
第13特定期間	0.0060
第14特定期間	0.0060
第15特定期間	0.0060
第16特定期間	0.0060
第17特定期間	0.0060
第18特定期間	0.0060
第19特定期間	0.0060
第20特定期間	0.0060
第21特定期間	0.0060
第22特定期間	0.0060
第23特定期間	0.0060
第24特定期間	0.0060

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第5特定期間	4.9
第6特定期間	33.4
第7特定期間	27.4
第8特定期間	2.2
第9特定期間	2.2
第10特定期間	9.7
第11特定期間	9.9
第12特定期間	8.4
第13特定期間	0.7
第14特定期間	26.7
第15特定期間	4.2
第16特定期間	11.3
第17特定期間	6.5

第18特定期間	13.0
第19特定期間	6.8
第20特定期間	1.3
第21特定期間	0.9
第22特定期間	5.6
第23特定期間	0.9
第24特定期間	2.1

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第5特定期間	149,620,087	1,099,816,750
第6特定期間	112,127,245	875,488,163
第7特定期間	138,194,296	1,327,887,558
第8特定期間	74,873,258	5,117,368,720
第9特定期間	28,038,971	4,164,091,913
第10特定期間	17,489,243	4,336,578,861
第11特定期間	9,176,941	2,798,383,496
第12特定期間	7,129,746	1,885,800,773
第13特定期間	3,288,231	1,075,979,918
第14特定期間	2,642,560	554,402,406
第15特定期間	1,750,484	459,505,224
第16特定期間	1,260,298	356,162,054
第17特定期間	802,846	311,169,491
第18特定期間	2,295,000	521,846,915
第19特定期間	457,336	224,670,617
第20特定期間	418,072	124,361,343
第21特定期間	408,623	97,533,399
第22特定期間	383,746	93,932,413
第23特定期間	357,041	114,799,683
第24特定期間	309,332	63,579,762

## (参考) マザーファンド

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

## (1) 投資状況（平成30年3月30日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	29,268,417,208	94.64

	内 ユーロ	7,626,229,434	24.66
	内 ノルウェー	610,329,641	1.97
	内 スウェーデン	638,355,476	2.06
	内 デンマーク	823,421,408	2.66
	内 イギリス	3,509,571,589	11.35
	内 ポーランド	2,214,147,555	7.16
	内 カナダ	2,805,174,927	9.07
	内 アメリカ	7,297,691,895	23.60
	内 オーストラリア	3,743,495,283	12.10
特殊債券		942,919,420	3.05
	内 カナダ	942,919,420	3.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		716,014,169	2.32
純資産総額		30,927,350,797	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	1,710,212,449	5.53
内 日本	1,710,212,449	5.53
為替予約取引(売建)	1,692,518,000	5.47
内 日本	1,692,518,000	5.47

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産(平成30年3月30日現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	45,000,000	94.81 4,532,685,149	92.30 4,412,869,632	1.625000 2026/02/15	14.27
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	24,000,000	117.12 2,295,364,608	120.77 2,366,918,366	4.500000 2033/04/21	7.65
3	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	15,000,000	107.80 2,110,508,400	108.56 2,125,387,680	1.950000 2026/04/30	6.87
4	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	9,300,000	128.14 1,773,853,835	125.56 1,738,085,797	5.000000 2025/03/07	5.62

5	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証 券	19,000,000	101.82 1,593,832,221	101.26 1,585,020,033	2.250000 2025/06/01	5.12
6	Poland Government Bond	ポーラ ンド	国債証 券	39,000,000	112.35 1,360,502,325	113.17 1,370,432,115	5.750000 2021/10/25	4.43
7	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	10,000,000	101.64 1,326,605,280	102.28 1,335,049,924	1.400000 2028/04/30	4.32
8	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証 券	6,800,000	136.02 1,207,261,968	133.93 1,188,747,967	5.400000 2025/03/13	3.84
9	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証 券	8,000,000	102.65 1,071,830,240	102.98 1,075,296,851	1.000000 2026/05/15	3.48
10	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証 券	13,500,000	95.58 1,063,040,581	95.72 1,064,553,078	1.500000 2026/06/01	3.44
11	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	5,200,000	133.97 909,291,856	139.75 948,509,201	3.250000 2045/05/25	3.07
12	Poland Government Bond	ポーラ ンド	国債証 券	27,000,000	98.16 822,924,360	100.64 843,715,440	2.250000 2022/04/25	2.73
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	8,000,000	99.69 847,327,744	96.82 822,960,537	2.250000 2025/11/15	2.66
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	7,200,000	98.61 754,349,045	96.95 741,620,643	1.375000 2021/04/30	2.40
15	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オース トラリア	国債証 券	8,000,000	112.35 733,973,145	110.89 724,474,454	5.750000 2021/05/15	2.34
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	7,400,000	91.00 715,486,892	91.00 715,420,160	2.500000 2046/02/15	2.31
17	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証 券	4,500,000	102.11 683,919,055	101.72 681,340,402	1.500000 2026/07/22	2.20
18	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマ ーク	国債証 券	34,000,000	112.03 666,965,355	111.14 661,690,643	1.750000 2025/11/15	2.14
19	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オース トラリア	国債証 券	6,800,000	116.48 646,827,226	117.43 652,102,462	4.750000 2027/04/21	2.11
20	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債 券	7,000,000	98.70 569,215,319	98.64 568,869,323	2.250000 2025/12/15	1.84
21	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証 券	3,700,000	103.05 567,532,129	101.75 560,367,418	1.500000 2021/01/22	1.81
22	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェ ーデン	国債証 券	36,000,000	107.34 490,408,603	107.87 492,802,444	1.500000 2023/11/13	1.59
23	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	2,800,000	109.33 399,574,972	108.17 395,313,755	1.500000 2023/02/15	1.28
24	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債 券	4,500,000	101.32 375,614,493	100.90 374,050,097	2.550000 2025/03/15	1.21

25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,500,000	99.72 370,806,284	98.84 367,552,684	1.500000 2019/10/31	1.19
26	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	1,500,000	146.27 286,371,321	151.23 296,080,051	3.750000 2045/06/22	0.96
27	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	20,000,000	110.37 298,680,162	107.98 292,199,292	3.000000 2024/03/14	0.94
28	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	18,000,000	108.74 264,845,691	107.85 262,662,760	3.750000 2021/05/25	0.85
29	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	1,500,000	130.71 255,921,658	133.74 261,844,003	2.500000 2046/08/15	0.85
30	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	1,500,000	114.62 255,907,309	111.98 250,006,548	4.000000 2022/03/07	0.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### □．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	94.64%
特殊債券	3.05%
合計	97.68%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	カナダ・ドル買/円売 2018年4月	買建	14,662,114	1,217,130,000	1,207,425,116	3.90%
		スウェーデン・クローネ 買/円売 2018年4月	買建	39,620,751	515,580,000	502,787,333	1.63%
		豪ドル売/円買 2018年4 月	売建	14,500,000	1,217,130,000	1,183,490,000	3.83%

	ユーロ売/円買 2018年4月	売建	3,900,000	515,580,000	509,028,000	1.65%
--	-----------------	----	-----------	-------------	-------------	-------

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## ダイワ日本国債マザーファンド

### (1) 投資状況 (平成30年3月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		291,912,592,270	99.61
	内 日本	291,912,592,270	99.61
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,153,298,847	0.39
純資産総額		293,065,891,117	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 投資資産 (平成30年3月30日現在)

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1 7 30年国債	日本	国債証券	14,950,000,000	128.69 19,239,872,500	128.76 19,250,517,000	2.300000 2032/05/20	6.57
2 4 30年国債	日本	国債証券	14,300,000,000	134.32 19,208,186,000	134.34 19,211,192,000	2.900000 2030/11/20	6.56
3 1 30年国債	日本	国債証券	13,250,000,000	130.75 17,324,507,500	130.68 17,315,100,000	2.800000 2029/09/20	5.91
4 48 20年国債	日本	国債証券	15,901,000,000	107.34 17,068,630,630	107.15 17,039,193,580	2.500000 2020/12/21	5.81
5 43 20年国債	日本	国債証券	13,872,000,000	104.64 14,516,770,560	104.44 14,489,165,280	2.900000 2019/09/20	4.94
6 6 30年国債	日本	国債証券	11,050,000,000	129.39 14,298,099,000	129.54 14,314,170,000	2.400000 2031/11/20	4.88



7	54	20年国債	日本	国債証券	12,387,000,000	108.80 13,477,799,220	108.59 13,451,786,520	2.200000 2021/12/20	4.59
8	70	20年国債	日本	国債証券	10,838,000,000	115.55 12,523,605,380	115.45 12,512,471,000	2.400000 2024/06/20	4.27
9	56	20年国債	日本	国債証券	10,420,000,000	109.08 11,367,075,000	108.90 11,348,317,800	2.000000 2022/06/20	3.87
10	101	20年国債	日本	国債証券	8,160,000,000	123.54 10,081,190,400	123.41 10,070,745,600	2.400000 2028/03/20	3.44
11	42	20年国債	日本	国債証券	9,548,000,000	102.78 9,814,229,320	102.63 9,799,398,840	2.600000 2019/03/20	3.34
12	106	20年国債	日本	国債証券	7,980,000,000	122.30 9,760,178,400	122.25 9,756,028,800	2.200000 2028/09/20	3.33
13	102	20年国債	日本	国債証券	7,800,000,000	124.15 9,683,856,000	123.88 9,662,640,000	2.400000 2028/06/20	3.30
14	95	20年国債	日本	国債証券	7,905,000,000	121.14 9,576,117,000	121.02 9,566,947,200	2.300000 2027/06/20	3.26
15	40	20年国債	日本	国債証券	9,402,000,000	101.28 9,522,439,620	101.13 9,508,618,680	2.300000 2018/09/20	3.24
16	86	20年国債	日本	国債証券	6,700,000,000	118.67 7,951,225,000	118.54 7,942,649,000	2.300000 2026/03/20	2.71
17	68	20年国債	日本	国債証券	6,325,000,000	113.74 7,194,624,250	113.65 7,188,805,250	2.200000 2024/03/20	2.45
18	91	20年国債	日本	国債証券	6,000,000,000	119.64 7,178,880,000	119.52 7,171,260,000	2.300000 2026/09/20	2.45
19	75	20年国債	日本	国債証券	5,974,000,000	115.21 6,883,183,060	115.06 6,873,684,400	2.100000 2025/03/20	2.35
20	44	20年国債	日本	国債証券	4,845,000,000	105.35 5,104,207,500	105.17 5,095,583,400	2.500000 2020/03/20	1.74
21	65	20年国債	日本	国債証券	4,500,000,000	111.47 5,016,465,000	111.39 5,012,955,000	1.900000 2023/12/20	1.71
22	64	20年国債	日本	国債証券	4,500,000,000	111.07 4,998,175,000	110.93 4,991,850,000	1.900000 2023/09/20	1.70
23	5	30年国債	日本	国債証券	3,900,000,000	126.09 4,917,666,000	126.23 4,923,009,000	2.200000 2031/05/20	1.68
24	80	20年国債	日本	国債証券	4,173,000,000	115.68 4,827,493,320	115.52 4,820,774,790	2.100000 2025/06/20	1.64
25	88	20年国債	日本	国債証券	3,760,000,000	119.16 4,480,604,000	119.03 4,475,828,800	2.300000 2026/06/20	1.53
26	59	20年国債	日本	国債証券	4,095,000,000	108.70 4,451,469,750	108.55 4,445,245,350	1.700000 2022/12/20	1.52

27	83 20年国債	日本	国債証券	3,800,000,000	116.58 4,430,040,000	116.47 4,425,898,000	2.100000 2025/12/20	1.51
28	92 20年国債	日本	国債証券	3,370,000,000	118.51 3,993,966,800	118.25 3,985,025,000	2.100000 2026/12/20	1.36
29	94 20年国債	日本	国債証券	3,300,000,000	118.96 3,925,713,000	118.71 3,917,529,000	2.100000 2027/03/20	1.34
30	58 20年国債	日本	国債証券	3,325,000,000	109.18 3,630,268,250	108.99 3,624,117,000	1.900000 2022/09/20	1.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.61%
合計	99.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

#### (1) 投資状況（平成30年3月30日現在）

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,452,394,135	97.46
内 中国	66,017,790	4.43
内 香港	8,984,061	0.60
内 シンガポール	4,900,090	0.33
内 ノルウェー	14,543,397	0.98
内 デンマーク	4,167,380	0.28

内 イギリス	82,012,926	5.50
内 オランダ	18,083,938	1.21
内 ベルギー	9,230,374	0.62
内 フランス	90,116,686	6.05
内 ドイツ	36,672,595	2.46
内 スイス	33,539,163	2.25
内 スペイン	9,372,837	0.63
内 イタリア	1,313,031	0.09
内 カナダ	24,752,389	1.66
内 アメリカ	1,044,183,765	70.07
内 オーストラリア	4,503,713	0.30
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,878,530	2.54
純資産総額	1,490,272,665	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	8,139,035	0.55
内 日本	8,139,035	0.55
為替予約取引(売建)	8,140,952	0.55
内 日本	8,140,952	0.55

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産（平成30年3月30日現在）

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
					また は 額面金額			
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技 術	4,100	9,948.31 40,788,086	9,696.52 39,755,752	2.67
2	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技 術	2,100	18,785.35 39,449,249	17,824.94 37,432,389	2.51
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消 費財・ サービス	240	161,868.32 38,848,398	153,765.40 36,903,696	2.48

4	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	情報技術	250	115,900.40 28,975,101	109,617.36 27,404,342	1.84
5	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	2,100	12,223.97 25,670,346	11,683.21 24,534,747	1.65
6	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	アメリカ	株式	生活必需品	1,300	15,140.15 19,682,235	15,906.25 20,678,129	1.39
7	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	1,100	17,259.21 18,985,194	17,352.17 19,087,397	1.28
8	TAPESTRY INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	3,400	5,482.94 18,642,039	5,589.28 19,003,574	1.28
9	ADOBE SYSTEMS INC	アメリカ	株式	情報技術	800	22,433.63 17,946,911	22,956.33 18,365,071	1.23
10	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	情報技術	4,000	4,729.80 18,919,219	4,556.63 18,226,534	1.22
11	INTEL CORP	アメリカ	株式	情報技術	3,000	5,307.64 15,922,932	5,532.97 16,598,938	1.11
12	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	情報技術	1,300	12,948.53 16,833,091	12,708.42 16,520,957	1.11
13	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	株式	情報技術	1,300	13,014.40 16,918,720	12,355.71 16,062,426	1.08
14	RED HAT INC	アメリカ	株式	情報技術	1,000	16,079.63 16,079,636	15,883.94 15,883,942	1.07
15	FACEBOOK INC-A	アメリカ	株式	情報技術	900	19,165.69 17,249,126	16,976.08 15,278,481	1.03
16	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	情報技術	800	18,967.02 15,173,622	18,608.99 14,887,199	1.00
17	INTUIT INC	アメリカ	株式	情報技術	800	18,079.92 14,463,939	18,416.70 14,733,363	0.99
18	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	株式	金融	13,500	1,102.98 14,890,416	1,080.49 14,586,642	0.98
19	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	株式	情報技術	2,600	5,754.50 14,961,700	5,545.98 14,419,558	0.97
20	SERVICENOW INC	アメリカ	株式	情報技術	800	17,880.19 14,304,154	17,577.40 14,061,926	0.94
21	BOEING CO/THE	アメリカ	株式	資本財・サービス	400	37,476.16 14,990,464	34,833.97 13,933,588	0.93
22	SPLUNK INC	アメリカ	株式	情報技術	1,300	10,769.54 14,000,413	10,452.95 13,588,840	0.91

23	ZOETIS INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	1,500	8,699.99 13,049,990	8,872.10 13,308,154	0.89
24	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	700	19,308.05 13,515,640	18,936.21 13,255,352	0.89
25	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	4,000	3,413.49 13,653,965	3,186.13 12,744,550	0.86
26	AIRBUS SE	フランス	株式	資本財・サービス	1,000	12,497.29 12,497,290	12,242.77 12,242,776	0.82
27	BOOKING HOLDINGS INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	55	222,189.48 12,220,426	221,020.63 12,156,135	0.82
28	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	株式	金融	500	24,501.21 12,250,607	23,937.36 11,968,684	0.80
29	SHOPIFY INC - CLASS A	カナダ	株式	情報技術	900	14,894.30 13,404,874	13,207.16 11,886,445	0.80
30	BEAZLEY PLC	イギリス	株式	金融	13,500	792.12 10,695,400	852.85 11,513,518	0.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.46%
合計	97.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	4.52%
素材	2.71%
資本財・サービス	10.91%
一般消費財・サービス	13.57%
生活必需品	4.93%
ヘルスケア	9.89%
金融	17.91%
情報技術	30.14%
電気通信サービス	0.50%
公益事業	1.79%
不動産	0.60%

合計	97.46%
----	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	香港ドル買/円売 2018年 4月	買建	601,555	8,193,841	8,139,035	0.55%
		米ドル売/円買 2018年4 月	売建	76,650	8,193,841	8,140,952	0.55%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

#### ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

##### (1) 投資状況（平成30年3月30日現在）

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,491,854,050	96.58
内 日本	1,491,854,050	96.58
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	52,795,798	3.42
純資産総額	1,544,649,848	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

##### (2) 投資資産（平成30年3月30日現在）

##### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ．主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
-----	----	----	----	--------------------------	-------------------	-------------------	-----------------

1	三井化学	日本	株式	化学	23,000	3,290.00 75,670,000	3,355.00 77,165,000	5.00
2	阪和興業	日本	株式	卸売業	16,500	4,530.00 74,745,000	4,480.00 73,920,000	4.79
3	ビジョン	日本	株式	その他製 品	14,800	4,500.00 66,600,000	4,805.00 71,114,000	4.60
4	オリエンタルランド	日本	株式	サービ ス業	6,000	10,455.00 62,730,000	10,865.00 65,190,000	4.22
5	カネカ	日本	株式	化学	61,000	1,031.00 62,891,000	1,055.00 64,355,000	4.17
6	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	91,700	730.20 66,959,340	697.00 63,914,900	4.14
7	三菱電機	日本	株式	電気機器	37,100	1,736.00 64,405,600	1,701.50 63,125,650	4.09
8	大塚ホールディングス	日本	株式	医薬品	11,600	5,255.00 60,958,000	5,329.00 61,816,400	4.00
9	ソニー	日本	株式	電気機器	12,000	5,282.00 63,384,000	5,146.00 61,752,000	4.00
10	東京海上HD	日本	株式	保険業	11,000	4,893.00 53,823,000	4,735.00 52,085,000	3.37
11	日本毛織	日本	株式	繊維製品	49,100	1,074.00 52,733,400	1,044.00 51,260,400	3.32
12	ニチレイ	日本	株式	食料品	16,700	2,745.00 45,841,500	2,940.00 49,098,000	3.18
13	日本ユニシス	日本	株式	情報・通 信業	21,300	2,250.00 47,925,000	2,294.00 48,862,200	3.16
14	JSR	日本	株式	化学	19,000	2,528.00 48,032,000	2,393.00 45,467,000	2.94
15	ローム	日本	株式	電気機器	4,300	10,710.00 46,053,000	10,130.00 43,559,000	2.82
16	東海カーボン	日本	株式	ガラス・土 石製品	26,000	1,689.36 43,923,458	1,651.00 42,926,000	2.78
17	ディスコ	日本	株式	機械	1,800	25,020.00 45,036,000	22,950.00 41,310,000	2.67
18	信越化学	日本	株式	化学	3,600	10,720.00 38,592,000	11,005.00 39,618,000	2.56
19	双日	日本	株式	卸売業	115,500	335.00 38,692,500	341.00 39,385,500	2.55
20	セイコーエプソン	日本	株式	電気機器	20,400	1,987.00 40,534,800	1,891.00 38,576,400	2.50

21	日本電産	日本	株式	電気機器	2,300	16,845.00 38,743,500	16,390.00 37,697,000	2.44
22	JXTGホールディングス	日本	株式	石油・石 炭製品	53,000	659.10 34,932,300	643.70 34,116,100	2.21
23	カシオ	日本	株式	電気機器	20,200	1,552.00 31,350,400	1,586.00 32,037,200	2.07
24	ダイフク	日本	株式	機械	5,000	6,620.00 33,100,000	6,370.00 31,850,000	2.06
25	バンダイナムコHLDGS	日本	株式	その他製 品	9,000	3,410.00 30,690,000	3,495.00 31,455,000	2.04
26	エーザイ	日本	株式	医薬品	4,600	6,805.73 31,306,358	6,781.00 31,192,600	2.02
27	ダイキン工業	日本	株式	機械	2,600	12,080.00 31,408,000	11,735.00 30,511,000	1.98
28	リゾートトラスト	日本	株式	サービ ス業	12,300	2,344.00 28,831,200	2,233.00 27,465,900	1.78
29	ティラド	日本	株式	輸送用機 器	6,400	3,815.00 24,416,000	3,935.00 25,184,000	1.63
30	リクルートホールディングス	日本	株式	サービ ス業	8,400	2,517.50 21,147,000	2,644.50 22,213,800	1.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.58%
合計	96.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	3.18%
繊維製品	3.32%
化学	15.80%
医薬品	7.11%
石油・石炭製品	2.21%
ガラス・土石製品	2.78%
機械	6.71%
電気機器	17.92%
輸送用機器	1.63%



その他製品	7.49%
情報・通信業	3.16%
卸売業	8.48%
小売業	1.85%
銀行業	4.14%
保険業	3.37%
サービス業	7.44%
合計	96.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

#### (1) 投資状況（平成30年3月30日現在）

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	95,898,896,843	96.12
内 香港	2,571,329,136	2.58
内 シンガポール	4,841,394,053	4.85
内 イギリス	12,943,061,991	12.97
内 ベルギー	512,317,730	0.51
内 フランス	4,703,619,486	4.71
内 ドイツ	1,795,271,928	1.80
内 スペイン	4,541,058,132	4.55
内 イタリア	42,908,753	0.04
内 カナダ	2,834,747,801	2.84
内 アメリカ	46,551,787,689	46.66
内 オーストラリア	14,561,400,144	14.59
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,875,702,258	3.88
純資産総額	99,774,599,101	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	106,678,116	0.11
内 日本	106,678,116	0.11
為替予約取引(売建)	106,521,873	0.11
内 日本	106,521,873	0.11

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産（平成30年3月30日現在）

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	4,440,743	687.57 3,053,353,638	688.39 3,056,979,949	3.06
2	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	スペイン	投資証券	1,864,034	1,581.24 2,947,503,391	1,623.66 3,026,573,848	3.03
3	DEXUS	オーストラリア	投資証券	3,914,079	768.42 3,007,658,934	761.07 2,978,892,801	2.99
4	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	3,143,839	904.05 2,842,200,725	894.82 2,813,189,127	2.82
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	240,579	11,205.13 2,695,719,644	11,195.57 2,693,419,324	2.70
6	LINK REIT	香港	投資証券	2,834,420	927.49 2,628,896,206	907.18 2,571,329,136	2.58
7	UDR INC	アメリカ	投資証券	650,299	3,775.76 2,455,379,195	3,784.26 2,460,906,216	2.47
8	GPT GROUP	オーストラリア	投資証券	6,058,482	380.53 2,305,468,083	387.06 2,345,046,934	2.35
9	CROWN CASTLE INTL CORP	アメリカ	投資証券	199,314	11,907.37 2,373,307,378	11,644.96 2,321,004,833	2.33
10	GECINA SA	フランス	投資証券	119,271	18,285.85 2,180,971,854	18,416.37 2,196,539,105	2.20
11	FONCIERE DES REGIONS	フランス	投資証券	174,063	11,596.70 2,018,556,740	11,701.11 2,036,731,702	2.04

12	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	309,706	6,325.52 1,959,054,470	6,546.50 2,027,493,054	2.03
13	KILROY REALTY CORP	アメリカ	投資証券	268,708	7,494.16 2,013,743,325	7,538.79 2,025,733,291	2.03
14	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	204,736	9,498.91 1,944,770,558	9,707.14 1,987,402,817	1.99
15	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	150,568	13,342.68 2,008,980,883	13,090.89 1,971,069,547	1.98
16	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	ドイツ	投資証券	1,080,500	1,589.73 1,717,707,155	1,661.51 1,795,271,928	1.80
17	FORTUNE REIT	シンガポール	投資証券	13,833,070	126.59 1,751,252,829	128.76 1,781,220,792	1.79
18	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	67,477	25,356.30 1,710,967,109	25,569.84 1,725,376,310	1.73
19	NATIONAL STORAGE REIT	オーストラリア	投資証券	13,294,696	125.75 1,671,893,108	128.20 1,704,462,454	1.71
20	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	102,893	16,837.97 1,732,510,029	16,398.14 1,687,254,231	1.69
21	INGENIA COMMUNITIES GROUP	オーストラリア	投資証券	7,421,624	221.29 1,642,395,001	227.01 1,684,818,488	1.69
22	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	カナダ	投資証券	501,527	3,402.29 1,706,342,303	3,341.33 1,675,768,615	1.68
23	ASSURA PLC	イギリス	投資証券	18,460,774	92.13 1,700,827,291	88.26 1,629,387,050	1.63
24	PHYSICIANS REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	978,661	1,604.22 1,569,991,464	1,654.15 1,618,858,748	1.62
25	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	161,264	9,153.63 1,476,152,343	9,281.12 1,496,711,568	1.50
26	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	投資証券	1,031,174	1,365.30 1,407,871,472	1,394.77 1,438,260,500	1.44
27	INVESTA OFFICE FUND	オーストラリア	投資証券	4,080,104	351.95 1,436,011,371	351.95 1,436,011,371	1.44
28	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	711,192	2,010.06 1,429,539,160	1,980.31 1,408,383,190	1.41
29	CHARTER HALL GROUP	オーストラリア	投資証券	2,896,247	478.52 1,385,934,126	467.91 1,355,188,147	1.36
30	GGP INC	アメリカ	投資証券	613,621	2,303.92 1,413,795,025	2,173.67 1,333,809,805	1.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## □．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.12%
合計	96.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ユーロ買/円売 2018年4月	買建	400,837	52,719,297	52,317,293	0.05%
		米ドル買/円売 2018年4月	買建	511,824	54,643,762	54,360,823	0.05%
		英ポンド売/円買 2018年4月	売建	363,589	54,643,762	54,109,286	0.05%
		米ドル売/円買 2018年4月	売建	493,486	52,719,297	52,412,587	0.05%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

## (1) 投資状況（平成30年3月30日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	96,170,383,960	98.07
内 日本	96,170,383,960	98.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,895,928,960	1.93
純資産総額	98,066,312,920	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成30年3月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	13,072	528,284.44 6,905,734,288	551,000.00 7,202,672,000	7.34
2	野村不動産マスターF	日本	投資証券	42,942	138,880.61 5,963,811,508	146,800.00 6,303,885,600	6.43
3	日本ビルファンド	日本	投資証券	8,443	536,000.00 4,525,448,000	588,000.00 4,964,484,000	5.06
4	日本プロロジスリート	日本	投資証券	20,899	236,826.01 4,949,426,825	229,000.00 4,785,871,000	4.88
5	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	16,117	253,274.83 4,082,030,502	254,600.00 4,103,388,200	4.18
6	オリックス不動産投資	日本	投資証券	21,199	153,382.51 3,251,555,992	163,200.00 3,459,676,800	3.53
7	API投資法人	日本	投資証券	6,914	447,266.15 3,092,398,203	472,500.00 3,266,865,000	3.33
8	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	41,328	75,238.54 3,109,458,736	75,700.00 3,128,529,600	3.19
9	日本リテールファンド	日本	投資証券	15,272	199,068.73 3,040,177,781	204,200.00 3,118,542,400	3.18
10	森ヒルズリート	日本	投資証券	21,092	131,312.94 2,769,652,535	135,600.00 2,860,075,200	2.92
11	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	16,960	160,090.06 2,715,127,434	166,800.00 2,828,928,000	2.88
12	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	7,129	369,443.14 2,633,760,205	379,000.00 2,701,891,000	2.76
13	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	8,480	263,342.68 2,233,145,957	275,100.00 2,332,848,000	2.38
14	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	3,446	591,186.01 2,037,227,005	653,000.00 2,250,238,000	2.29

15	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	8,508	233,249.63 1,984,487,882	249,000.00 2,118,492,000	2.16
16	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	4,577	439,058.55 2,009,571,001	433,500.00 1,984,129,500	2.02
17	日本リート投資法人	日本	投資証券	5,982	327,204.05 1,957,334,630	323,500.00 1,935,177,000	1.97
18	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	11,798	159,880.14 1,886,265,922	163,000.00 1,923,074,000	1.96
19	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	38,062	47,170.28 1,795,395,325	49,050.00 1,866,941,100	1.90
20	イオンリート投資	日本	投資証券	16,519	113,618.42 1,876,862,774	112,300.00 1,855,083,700	1.89
21	GLP投資法人	日本	投資証券	15,814	112,190.33 1,774,177,949	115,700.00 1,829,679,800	1.87
22	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	15,782	110,689.32 1,746,898,904	113,400.00 1,789,678,800	1.82
23	ケネディクス商業リート	日本	投資証券	7,264	226,485.53 1,645,190,921	230,800.00 1,676,531,200	1.71
24	ジャパンエクセレント投資法人	日本	投資証券	11,620	130,739.98 1,519,198,627	139,700.00 1,623,314,000	1.66
25	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	2,580	551,055.69 1,421,723,693	616,000.00 1,589,280,000	1.62
26	MCUBS MidCity投資法人	日本	投資証券	20,175	73,643.35 1,485,754,599	77,200.00 1,557,510,000	1.59
27	日本賃貸住宅投資法人	日本	投資証券	18,497	78,780.95 1,457,211,334	81,100.00 1,500,106,700	1.53
28	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	3,179	437,732.71 1,391,552,316	465,500.00 1,479,824,500	1.51
29	産業ファンド	日本	投資証券	11,558	116,123.11 1,342,150,918	119,500.00 1,381,181,000	1.41
30	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	日本	投資証券	8,158	145,299.47 1,185,353,112	158,600.00 1,293,858,800	1.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	98.07%
合計	98.07%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## （参考情報）運用実績

## ●世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)

2018年3月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,354円
純資産総額	7.4億円

## 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.1%
3カ月間	-4.2%
6カ月間	0.0%
1年間	4.3%
3年間	1.7%
5年間	36.5%
設定来	54.9%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円 設定来分配金合計額: 4,005円

決算期	第130期	第131期	第132期	第133期	第134期	第135期	第136期	第137期	第138期	第139期	第140期	第141期
	17年4月	17年5月	17年6月	17年7月	17年8月	17年9月	17年10月	17年11月	17年12月	18年1月	18年2月	18年3月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

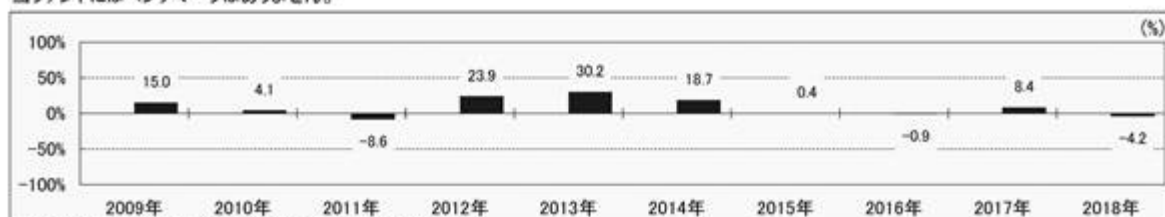
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄	国・地域名	比率	
国内債券	37	17.0%	日本円	51.4%	直接利回り(%)	三井化学	日本	0.8%	
国内リート	52	16.6%	米ドル	23.2%	最終利回り(%)	阪和興業	日本	0.8%	
外国債券	37	16.2%	ユーロ	7.7%	修正デュレーション	ビジョン	日本	0.8%	
国内株式	36	15.8%	英ポンド	5.0%	残存年数	オリエンタルランド	日本	0.7%	
外国株式	237	15.6%	豪ドル	3.9%	債券格付別構成	カネカ	日本	0.7%	
外国リート	74	15.6%	カナダドル	3.4%	AAA	87.2%	ジャパンリアルエステイト	日本	1.2%
			香港ドル	1.6%	AA	5.6%	野村不動産マスターF	日本	1.1%
			ポーランド・ズロチ	1.2%	A	7.2%	日本ビルファンド	日本	0.9%
			スウェーデン・クローネ	0.6%	BBB	-	日本プロロジスリート	日本	0.8%
コール・ローン、その他		3.3%	その他	2.0%	BB	-	大和ハウスリート投資法人	日本	0.7%
合計	473	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	8.4%	

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2018年は3月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。



## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・海外の店頭登録の株式：原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として次の1.～3.に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、
  2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、
  3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00～17:00)

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

毎月7日から翌月6日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年6月28日から2006年7月6日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意

のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年3月および9月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年9月7日から平成30年3月6日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成29年9月6日現在	当 期 平成30年3月6日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	10,212,892	10,332,719
親投資信託受益証券	786,622,352	738,447,432
流動資産合計	796,835,244	748,780,151
資産合計	796,835,244	748,780,151
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	864,920	801,649
未払受託者報酬	36,165	31,153
未払委託者報酬	911,516	785,237
その他未払費用	34,868	31,930
流動負債合計	1,847,469	1,649,969
負債合計	1,847,469	1,649,969
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 864,920,076	1 801,649,646
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 69,932,301	2 54,519,464
（分配準備積立金）	22,374,926	22,603,648
元本等合計	794,987,775	747,130,182
純資産合計	794,987,775	747,130,182
負債純資産合計	796,835,244	748,780,151



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期		当 期	
	自	平成29年3月7日 至 平成29年9月6日	自	平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
営業収益				
有価証券売買等損益		13,675,526		23,825,080
営業収益合計		13,675,526		23,825,080
営業費用				
支払利息		2,644		2,019
受託者報酬		233,074		213,440
委託者報酬	1	5,874,527	1	5,379,724
その他費用		34,897		31,930
営業費用合計		6,145,142		5,627,113
営業利益		7,530,384		18,197,967
経常利益		7,530,384		18,197,967
当期純利益		7,530,384		18,197,967
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		457,826		467,164
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		81,170,399		69,932,301
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,821,535		2,645,479
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,821,535		2,645,479
剰余金減少額又は欠損金増加額		28,807		14,527
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		28,807		14,527
分配金	2	5,542,840	2	4,948,918
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		69,932,301		54,519,464

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成29年9月7日	至 平成30年3月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1. 1 期首元本額	979,362,718円	864,920,076円
期中追加設定元本額	357,041円	309,332円
期中一部解約元本額	114,799,683円	63,579,762円
2. 特定期間末日における受益権の総数	864,920,076口	801,649,646口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は69,932,301円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は54,519,464円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成29年3月7日 至 平成29年9月6日	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	343,149円	312,966円

## 2. 2 分配金の計算過程

(自平成29年3月7日 至平成29年4月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,709,545円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,248,172円)及び分配準備積立金(22,629,158円)より分配対象額は29,586,875円(1万口当たり306.68円)であり、うち964,749円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成29年4月7日 至平成29年5月8日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,776,946円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,198,711円)及び分配準備積立金(23,145,389円)より分配対象額は30,121,046円(1万口当たり315.28円)であり、うち955,376円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成29年9月7日 至平成29年10月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,131,729円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,638,793円)及び分配準備積立金(22,017,874円)より分配対象額は28,788,396円(1万口当たり338.22円)であり、うち851,174円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成29年10月7日 至平成29年11月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,085,048円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,578,471円)及び分配準備積立金(22,986,275円)より分配対象額は28,649,794円(1万口当たり341.14円)であり、うち839,825円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成29年5月9日 至平成29年6月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,286,292円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,136,807円)及び分配準備積立金(23,672,890円)より分配対象額は30,095,989円(1万口当たり318.91円)であり、うち943,714円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成29年6月7日 至平成29年7月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,115,791円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,989,168円)及び分配準備積立金(23,316,705円)より分配対象額は29,421,664円(1万口当たり321.09円)であり、うち916,314円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成29年11月7日 至平成29年12月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(725,412円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,551,239円)及び分配準備積立金(23,084,232円)より分配対象額は28,360,883円(1万口当たり339.83円)であり、うち834,554円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成29年12月7日 至平成30年1月9日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,943,894円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,472,732円)及び分配準備積立金(22,569,850円)より分配対象額は28,986,476円(1万口当たり353.54円)であり、うち819,886円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

<p>（自平成29年7月7日 至平成29年8月7日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,102,694円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,889,645円）及び分配準備積立金（23,038,738円）より分配対象額は29,031,077円（1万口当たり323.37円）であり、うち897,767円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成30年1月10日 至平成30年2月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（230,501円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,375,525円）及び分配準備積立金（23,170,769円）より分配対象額は27,776,795円（1万口当たり346.42円）であり、うち801,830円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成29年8月8日 至平成29年9月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（848,039円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,712,165円）及び分配準備積立金（22,391,807円）より分配対象額は27,952,011円（1万口当たり323.17円）であり、うち864,920円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成30年2月7日 至平成30年3月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（812,207円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,375,805円）及び分配準備積立金（22,593,090円）より分配対象額は27,781,102円（1万口当たり346.55円）であり、うち801,649円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成30年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	前 期	当 期
	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在

種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	8,241,885	7,180,209
合計	8,241,885	7,180,209

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成29年9月6日現在	当 期 平成30年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成29年9月6日現在	当 期 平成30年3月6日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9191円 (9,191円)	0.9320円 (9,320円)

#### （4）【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### （1） 株式

該当事項はありません。

###### （2） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益 証券	ダイワ・外債ソブリン・マザーファン ド	75,947,715	123,650,474	
	ダイワ日本国債マザーファンド	103,243,713	129,539,886	
	ダイワ・グローバルREIT・マザー ファンド	57,412,853	117,150,926	

	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	53,513,113	125,306,305	
	ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド	91,595,388	120,786,838	
	ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド	59,807,364	122,013,003	
親投資信託受益証券	合計		738,447,432	
合計			738,447,432	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### （参考）

当ファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本国債マザーファンド」受益証券、「ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券及び「ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

### 「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	242,422,873	126,993,531
コール・ローン	84,872,832	98,053,320
国債証券	31,958,794,049	29,054,313,311
特殊債券	1,022,195,570	933,673,726
派生商品評価勘定	23,202,388	19,563,000
未収入金	45,329,356	105,061,400
未収利息	308,300,480	339,471,567



前払費用		13,746,077	9,893,643
差入委託証拠金		244,828,631	128,681,612
流動資産合計		33,943,692,256	30,815,705,110
資産合計		33,943,692,256	30,815,705,110
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		20,475,000	45,828,299
未払解約金		26,216,000	23,768,080
流動負債合計		46,691,000	69,596,379
負債合計		46,691,000	69,596,379
純資産の部			
元本等			
元本	1	20,212,051,847	18,884,213,504
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		13,684,949,409	11,861,895,227
元本等合計		33,897,001,256	30,746,108,731
純資産合計		33,897,001,256	30,746,108,731
負債純資産合計		33,943,692,256	30,815,705,110

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
----------------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1. 1 期首	平成29年3月7日	平成29年9月7日
期首元本額	21,401,029,558円	20,212,051,847円
期中追加設定元本額	1,561,629,270円	541,115,170円
期中一部解約元本額	2,750,606,981円	1,868,953,513円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワF0Fs用外債ソブリン・オープン(適格機関投資家専用)	1,993,712,129円	1,868,902,489円
富山応援ファンド(地域企業株・外債バランス/毎月分配型)	684,673,162円	676,574,075円
ダイワ外債ソブリン・オープン(毎月分配型)	1,130,758,723円	1,042,316,019円
ダイワ・バランス3資産(外債・海外リート・好配当日本株)	53,601,915円	50,538,318円
安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	219,220,456円	205,736,425円

インカム重視ポートフォリオ (奇数月分配型)	419,341,787円	374,133,301円
成長重視ポートフォリオ(奇 数月分配型)	582,587,320円	568,460,329円
京都応援バランスファンド (隔月分配型)	253,522,760円	245,555,367円
6資産バランスファンド(分 配型)	1,263,049,789円	1,179,001,009円
6資産バランスファンド(成 長型)	128,573,020円	127,395,015円
ダイワ海外ソブリン・ファン ド(毎月分配型)	8,850,060,092円	8,161,645,468円
世界6資産均等分散ファンド (毎月分配型)	78,858,071円	75,947,715円
ダイワ外債ソブリン・ファン ド(毎月分配型)	424,327,783円	370,618,183円
兵庫応援バランスファンド (毎月分配型)	1,142,273,869円	1,020,807,739円
『しがぎん』SRI三資産バ ランス・オープン(奇数月分 配型)	29,367,065円	27,147,696円
ダイワ・株/債券/コモディ ティ・バランスファンド	321,463,756円	296,837,260円
紀陽地域株式・外債バランス ファンド(隔月分配型)	61,122,781円	56,186,135円
ダイワ資産分散インカムオー プン(奇数月決算型)	1,289,913,271円	1,191,104,866円
ダイワ海外ソブリン・ファン ド(1年決算型)	17,100,172円	16,971,374円
四国アライアンス 地域創生 ファンド(年1回決算型)	882,567,464円	896,738,464円
四国アライアンス 地域創生 ファンド(年2回決算型)	385,956,462円	431,596,257円
計	20,212,051,847円	18,884,213,504円
2. 期末日における受益権の総数	20,212,051,847口	18,884,213,504口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成30年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	202,368,230	403,131,620
特殊債券	17,790,707	5,306,813
合計	184,577,523	408,438,433

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成29年4月11日から平成29年9月6日まで、及び平成29年10月11日から平成30年3月6日まで）を指しております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

種 類	平成29年9月6日 現在				平成30年3月6日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売 建	3,301,502,800	-	3,319,375,000	17,872,200	1,727,086,000	-	1,707,523,000	19,563,000
オーストラリ ア・ドル	2,719,395,000	-	2,739,870,000	20,475,000	1,214,665,000	-	1,195,960,000	18,705,000
カナダ・ドル	61,427,800	-	61,425,000	2,800	-	-	-	-
ユーロ	520,680,000	-	518,080,000	2,600,000	512,421,000	-	511,563,000	858,000
買 建	3,240,075,000	-	3,260,674,588	20,599,588	1,727,086,000	-	1,681,257,701	45,828,299
カナダ・ドル	2,719,395,000	-	2,739,728,943	20,333,943	1,214,665,000	-	1,179,145,902	35,519,098
スウェーデン・ クローナ	520,680,000	-	520,945,645	265,645	512,421,000	-	502,111,799	10,309,201
合計	6,541,577,800	-	6,580,049,588	2,727,388	3,454,172,000	-	3,388,780,701	26,265,299

## (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (1口当たり情報)

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1口当たり純資産額	1.6771円	1.6281円
(1万口当たり純資産額)	(16,771円)	(16,281円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	1.5% United States Treasury Note/Bond 20191031	3,500,000.000	3,459,925.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115	8,000,000.000	7,671,200.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	45,000,000.000	41,062,500.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	9,900,000.000	8,694,972.000	

	1.375% United States Treasury Note/Bond 20210430	7,200,000.000	6,967,656.000	
アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 67,856,253.000 (7,209,048,318)	
イギリス・ポ ンド	2% United Kingdom Gilt 20200722	300,000.000	308,535.000	
	1.5% United Kingdom Gilt 20210122	3,700,000.000	3,769,523.000	
	1.5% United Kingdom Gilt 20260722	4,500,000.000	4,538,880.000	
	5% United Kingdom Gilt 20250307	9,300,000.000	11,637,648.000	
	4.25% United Kingdom Gilt 20461207	1,000,000.000	1,514,700.000	
	4% United Kingdom Gilt 20220307	1,500,000.000	1,681,545.000	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 23,450,831.000 (3,451,024,290)	
オーストラ リア・ドル	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	8,000,000.000	8,896,320.000	
	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	6,800,000.000	7,927,848.000	
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	24,000,000.000	28,496,400.000	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 45,320,568.000 (3,741,212,888)	
カナダ・ドル	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	1,500,000.000	1,837,815.000	
	2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	19,000,000.000	19,151,240.000	
	1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	13,500,000.000	12,820,140.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル	

			33,809,195.000 (2,767,958,795)	
スウェーデン・クローナ	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	スウェーデン・クローナ 10,000,000.000	スウェーデン・クローナ 11,506,400.000	
	1.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20231113	36,000,000.000	38,698,200.000	
スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クローナ 50,204,600.000 (646,133,202)	
デンマーク・クローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	デンマーク・クローネ 5,500,000.000	デンマーク・クローネ 9,057,730.000	
	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	34,000,000.000	37,422,440.000	
デンマーク・クローネ 小計			デンマーク・クローネ 46,480,170.000 (818,515,794)	
ノルウェー・クローネ	3.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20210525	ノルウェー・クローネ 18,000,000.000	ノルウェー・クローネ 19,451,340.000	
	2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20230524	4,000,000.000	4,094,480.000	
	3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20240314	20,000,000.000	21,570,400.000	
ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 45,116,220.000 (613,580,592)	
ポーランド・ズロチ	2.25% Poland Government Bond 20220425	ポーランド・ズロチ 27,000,000.000	ポーランド・ズロチ 26,954,100.000	
	5.75% Poland Government Bond 20211025	39,000,000.000	43,914,000.000	
ポーランド・ズロチ 小計			ポーランド・ズロチ 70,868,100.000 (2,220,297,573)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	



		0.8% Belgium Government Bond 20250622	9,800,000.000	10,010,308.000	
		1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230215	2,800,000.000	3,015,068.000	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	1,500,000.000	1,948,260.000	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	5,200,000.000	7,059,832.000	
		2.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20240525	7,500,000.000	8,401,875.000	
		3.75% Belgium Government Bond 20450622	1,500,000.000	2,219,430.000	
		5.4% IRISH TREASURY 20250313	12,800,000.000	17,039,744.000	
		1% IRISH TREASURY 20260515	8,000,000.000	8,142,960.000	
	ユーロ	小計		ユーロ 57,837,477.000 (7,586,541,859)	
国債証券 合計				29,054,313,311 [29,054,313,311]	
特殊債券	カナダ・ドル	2.55% CANADA HOUSING TRUST 20250315	カナダ・ドル 4,500,000.000	カナダ・ドル 4,527,405.000	
		2.25% CANADA HOUSING TRUST 20251215	7,000,000.000	6,876,940.000	
	カナダ・ドル	小計		カナダ・ドル 11,404,345.000 (933,673,726)	
特殊債券 合計				933,673,726 [933,673,726]	
合計				29,987,987,037 [29,987,987,037]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 5銘柄	100%	24.0%
イギリス・ポンド	国債証券 6銘柄	100%	11.5%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	100%	12.5%

カナダ・ドル	国債証券	3銘柄	100%	12.3%
	特殊債券	2銘柄		
スウェーデン・クローナ	国債証券	2銘柄	100%	2.2%
デンマーク・クローネ	国債証券	2銘柄	100%	2.7%
ノルウェー・クローネ	国債証券	3銘柄	100%	2.0%
ポーランド・ズロチ	国債証券	2銘柄	100%	7.4%
ユーロ	国債証券	8銘柄	100%	25.4%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 「ダイワ日本国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	652,726,977	905,520,952
国債証券	335,845,864,500	298,312,940,220
未収利息	2,481,710,623	2,037,965,823
前払費用	28,989,827	36,156,278
流動資産合計	339,009,291,927	301,292,583,273
資産合計	339,009,291,927	301,292,583,273
負債の部		
流動負債		
未払解約金	375,182,435	145,747,375
流動負債合計	375,182,435	145,747,375
負債合計	375,182,435	145,747,375
純資産の部		
元本等		
元本	1 269,477,775,620	240,018,140,954
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	69,156,333,872	61,128,694,944

元本等合計	338,634,109,492	301,146,835,898
純資産合計	338,634,109,492	301,146,835,898
負債純資産合計	339,009,291,927	301,292,583,273

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1. 1 期首	平成29年3月7日	平成29年9月7日
期首元本額	298,440,873,211円	269,477,775,620円
期中追加設定元本額	3,008,155,299円	2,050,379,380円
期中一部解約元本額	31,971,252,890円	31,510,014,046円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ日本国債ファンドV A （適格機関投資家専用）	6,868,556円	6,786,270円
安定重視ポートフォリオ（奇 数月分配型）	293,175,709円	275,615,776円
6 資産バランスファンド（分 配型）	336,778,155円	314,431,042円
6 資産バランスファンド（成 長型）	173,391,376円	170,997,055円

ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)	258,098,237,633円	228,047,519,468円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	104,840,844円	103,243,713円
ダイワ・株/債券/コモディティ・バランスファンド	54,841,878円	52,450,487円
ダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)	10,145,374,847円	10,794,121,356円
ダイワ・ニッポン応援ファンドVol.4 - 日本の真価 - (国債コース)	264,266,622円	252,975,787円
計	269,477,775,620円	240,018,140,954円
2. 期末日における受益権の総数	269,477,775,620口	240,018,140,954口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成30年3月6日現在
-----	-------------

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	1,165,724,940	3,779,540,890
合計	1,165,724,940	3,779,540,890

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成29年3月11日から平成29年9月6日まで、及び平成29年3月11日から平成30年3月6日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1口当たり純資産額	1.2566円	1.2547円
(1万口当たり純資産額)	(12,566円)	(12,547円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	1 30年国債	13,250,000,000	17,320,400,000	
	2 30年国債	1,970,000,000	2,497,940,300	
	4 30年国債	14,900,000,000	19,995,651,000	
	5 30年国債	3,900,000,000	4,915,755,000	
	6 30年国債	11,650,000,000	15,068,576,000	
	7 30年国債	15,550,000,000	20,003,675,500	
	38利付国債20年	10,426,000,000	10,435,800,440	
	40 20年国債	9,402,000,000	9,526,764,540	
	42 20年国債	5,348,000,000	5,500,952,800	
	43 20年国債	13,872,000,000	14,524,816,320	
	44 20年国債	6,945,000,000	7,320,238,350	
	48 20年国債	11,901,000,000	12,780,602,910	
	49 20年国債	2,568,000,000	2,743,086,240	
	52 20年国債	3,268,000,000	3,527,152,400	
	54 20年国債	12,387,000,000	13,482,630,150	
	55 20年国債	2,904,000,000	3,154,934,640	
	56 20年国債	7,820,000,000	8,534,044,200	
	58 20年国債	3,325,000,000	3,630,534,250	
	59 20年国債	4,095,000,000	4,452,698,250	
	63 20年国債	6,800,000,000	7,488,364,000	
	64 20年国債	6,500,000,000	7,223,775,000	
	65 20年国債	4,500,000,000	5,019,390,000	
	68 20年国債	6,325,000,000	7,199,178,250	
	70 20年国債	10,438,000,000	12,065,492,960	
	74 20年国債	265,000,000	304,002,700	
	75 20年国債	5,974,000,000	6,885,333,700	
	80 20年国債	4,173,000,000	4,828,953,870	
	82 20年国債	1,965,000,000	2,282,878,050	
	83 20年国債	4,900,000,000	5,714,527,000	
	86 20年国債	6,700,000,000	7,953,838,000	
	88 20年国債	3,760,000,000	4,482,032,800	
	91 20年国債	6,000,000,000	7,181,160,000	
	92 20年国債	370,000,000	438,076,300	
95 20年国債	16,505,000,000	19,992,506,500		
101 20年国債	8,160,000,000	10,079,313,600		
106 20年国債	7,980,000,000	9,757,864,200		
国債証券 合計			298,312,940,220	

合計		298,312,940,220	
----	--	-----------------	--

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	-	7,710,409
コール・ローン	2,443,050	1,120,042
株式	1,624,276,148	1,507,346,383
未収入金	34,676,390	30,597,206
未収配当金	3,197,839	2,282,528
流動資産合計	1,664,593,427	1,549,056,568
資産合計	1,664,593,427	1,549,056,568
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,860	-
前受金	5,391,312	-
未払金	20,937,692	7,148,677
未払解約金	1,000,000	-
流動負債合計	27,334,864	7,148,677
負債合計	27,334,864	7,148,677
純資産の部		
元本等		
元本	1	868,837,326
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		768,421,237
元本等合計		1,541,907,891

純資産合計	1,637,258,563	1,541,907,891
負債純資産合計	1,664,593,427	1,549,056,568

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p>



外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1. 1 期首	平成29年3月7日	平成29年9月7日
期首元本額	957,052,565円	868,837,326円
期中追加設定元本額	3,883,472円	4,148,733円
期中一部解約元本額	92,098,711円	117,173,117円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド(分配型)	223,848,894円	184,318,058円
6 資産バランスファンド(成長型)	575,118,832円	511,687,520円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	69,869,600円	59,807,364円
計	868,837,326円	755,812,942円
2. 期末日における受益権の総数	868,837,326口	755,812,942口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成30年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	<p>金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	95,079,793	124,859,693
合計	95,079,793	124,859,693

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成29年3月7日から平成29年9月6日まで、及び平成29年9月7日から平成30年3月6日まで）を指しております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

種 類	平成29年9月6日 現在				平成30年3月6日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売 建	8,413,653	-	8,414,464	811	-	-	-	-
ユーロ	8,413,653	-	8,414,464	811	-	-	-	-
買 建	5,413,653	-	5,408,604	5,049	-	-	-	-
アメリカ・ドル	5,413,653	-	5,408,604	5,049	-	-	-	-
合計	13,827,306	-	13,823,068	5,860	-	-	-	-

## (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (1口当たり情報)

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8844円 (18,844円)	2.0401円 (20,401円)
---------------------------	----------------------	----------------------

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	SYNCHRONY FINANCIAL	300	36.230	10,869.000	
	ABBOTT LABORATORIES	1,700	60.370	102,629.000	
	LAS VEGAS SANDS CORP	600	71.570	42,942.000	
	AFLAC INC	100	88.250	8,825.000	
	ADOBE SYSTEMS INC	800	211.160	168,928.000	
	AETNA INC	200	178.460	35,692.000	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	300	163.280	48,984.000	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	400	148.510	59,404.000	
	MOODY'S CORP	300	167.500	50,250.000	
	CITIGROUP INC	2,000	74.420	148,840.000	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	200	115.660	23,132.000	
	DANAHER CORP	200	97.580	19,516.000	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	500	72.680	36,340.000	
	APPLE INC	2,100	176.820	371,322.000	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	300	77.070	23,121.000	
	BOEING CO/THE	450	352.750	158,737.500	
	BECTON DICKINSON AND CO	200	217.270	43,454.000	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	400	56.410	22,564.000	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	500	48.710	24,355.000	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	200	66.820	13,364.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	2,100	115.060	241,626.000	
	CIGNA CORP	100	192.340	19,234.000	
	SERVICENOW INC	800	168.300	134,640.000	
CATERPILLAR INC	200	151.120	30,224.000		
CISCO SYSTEMS INC	4,000	44.520	178,080.000		
MORGAN STANLEY	700	55.490	38,843.000		
MSCI INC	300	145.930	43,779.000		

BROADCOM LTD	100	246.980	24,698.000	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	100	115.350	11,535.000	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	400	44.860	17,944.000	
SPLUNK INC	1,300	101.370	131,781.000	
TIME WARNER INC	50	94.590	4,729.500	
NASDAQ INC	500	81.770	40,885.000	
AMETEK INC	1,300	75.200	97,760.000	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	200	108.670	21,734.000	
ACTIVISION BLIZZARD INC	1,300	75.100	97,630.000	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	500	78.220	39,110.000	
DIAMONDBACK ENERGY INC	200	130.250	26,050.000	
HCA HEALTHCARE INC	500	101.110	50,555.000	
COCA-COLA CO/THE	1,200	43.890	52,668.000	
CSX CORP	700	56.380	39,466.000	
AMAZON.COM INC	240	1,523.610	365,666.400	
EXXON MOBIL CORP	1,300	76.270	99,151.000	
EOG RESOURCES INC	200	101.810	20,362.000	
UNITED RENTALS INC	450	180.710	81,319.500	
FISERV INC	600	144.930	86,958.000	
GENERAL DYNAMICS CORP	100	224.640	22,464.000	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	150	263.120	39,468.000	
ALPHABET INC-CL C	340	1,090.930	370,916.200	
HALLIBURTON CO	200	46.260	9,252.000	
HOME DEPOT INC	700	181.740	127,218.000	
HUMANA INC	60	270.590	16,235.400	
HP INC	700	23.690	16,583.000	
ZOETIS INC	1,500	81.890	122,835.000	
JOHNSON & JOHNSON	700	129.790	90,853.000	
ABBVIE INC	1,100	115.660	127,226.000	
KLA-TENCOR CORP	200	113.830	22,766.000	
LOCKHEED MARTIN CORP	200	342.360	68,472.000	
LOWE'S COS INC	200	86.330	17,266.000	
ELI LILLY & CO	100	77.700	7,770.000	
LAM RESEARCH CORP	100	198.700	19,870.000	
LINCOLN NATIONAL CORP	200	74.900	14,980.000	
MCDONALD'S CORP	300	151.030	45,309.000	
3M CO	300	232.810	69,843.000	
FACEBOOK INC-A	1,350	180.400	243,540.000	

S&P GLOBAL INC	400	190.370	76,148.000	
PHILLIPS 66	200	93.060	18,612.000	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	1,000	33.850	33,850.000	
MONSANTO CO	100	123.000	12,300.000	
ROCKWELL AUTOMATION INC	100	181.110	18,111.000	
MERCK & CO. INC.	100	54.400	5,440.000	
DOWDUPONT INC	1,500	69.660	104,490.000	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	600	135.730	81,438.000	
NIKE INC -CL B	1,100	65.050	71,555.000	
NORFOLK SOUTHERN CORP	400	140.830	56,332.000	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	100	94.470	9,447.000	
NORTHROP GRUMMAN CORP	150	344.790	51,718.500	
APTIV PLC	900	88.820	79,938.000	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	600	61.730	37,038.000	
ALTRIA GROUP INC	100	64.130	6,413.000	
PFIZER INC	1,900	36.120	68,628.000	
STRYKER CORP	150	162.540	24,381.000	
PARKER HANNIFIN CORP	100	177.120	17,712.000	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	150	80.290	12,043.500	
CONOCOPHILLIPS	700	53.990	37,793.000	
PEPSICO INC	300	109.430	32,829.000	
ACCENTURE PLC-CL A	500	158.850	79,425.000	
QUALCOMM INC	200	64.010	12,802.000	
RAYTHEON COMPANY	200	215.000	43,000.000	
RED HAT INC	900	149.830	134,847.000	
BOOKING HOLDINGS INC	20	2,072.660	41,453.200	
REGIONS FINANCIAL CORP	2,600	19.720	51,272.000	
CHEVRON CORP	500	113.150	56,575.000	
CHARTER COMMUNICATIONS INC- A	25	346.600	8,665.000	
TRAVELERS COS INC/THE	100	139.580	13,958.000	
SCHLUMBERGER LTD	100	66.160	6,616.000	
AT&T INC	100	36.700	3,670.000	
TIFFANY & CO	600	101.030	60,618.000	
TEXAS INSTRUMENTS INC	800	109.010	87,208.000	
SALESFORCE.COM INC	1,300	122.500	159,250.000	
UNION PACIFIC CORP	300	130.320	39,096.000	
MARATHON PETROLEUM CORP	700	66.160	46,312.000	

UNITED TECHNOLOGIES CORP	400	131.710	52,684.000	
UNITEDHEALTH GROUP INC	500	228.380	114,190.000	
VALERO ENERGY CORP	600	91.560	54,936.000	
ANTHEM INC	200	232.040	46,408.000	
WALT DISNEY CO/THE	700	103.410	72,387.000	
WASTE MANAGEMENT INC	400	85.690	34,276.000	
WALMART INC	600	89.980	53,988.000	
TJX COMPANIES INC	300	83.830	25,149.000	
VISA INC-CLASS A SHARES	1,300	121.880	158,444.000	
NVIDIA CORP	200	235.650	47,130.000	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	400	158.710	63,484.000	
NETFLIX INC	200	315.000	63,000.000	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	250	206.760	51,690.000	
MASTERCARD INC - A	800	178.530	142,824.000	
YUM! BRANDS INC	800	80.630	64,504.000	
BANK OF AMERICA CORP	6,300	32.130	202,419.000	
AMERICAN EXPRESS CO	700	96.660	67,662.000	
ANALOG DEVICES INC	200	91.140	18,228.000	
TD AMERITRADE HOLDING CORP	800	58.150	46,520.000	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	400	121.360	48,544.000	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	300	82.270	24,681.000	
EMERSON ELECTRIC CO	200	70.150	14,030.000	
AMGEN INC	300	190.130	57,039.000	
TAPESTRY INC	2,500	50.980	127,450.000	
APPLIED MATERIALS INC	600	57.630	34,578.000	
CME GROUP INC	400	168.490	67,396.000	
GILEAD SCIENCES INC	500	77.920	38,960.000	
STATE STREET CORP	300	105.850	31,755.000	
SUNTRUST BANKS INC	700	70.670	49,469.000	
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,200	53.610	64,332.000	
BAXTER INTERNATIONAL INC	500	66.850	33,425.000	
FEDEX CORP	100	241.940	24,194.000	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	200	97.900	19,580.000	
INTEL CORP	2,700	49.750	134,325.000	
ILLINOIS TOOL WORKS	400	159.680	63,872.000	
ILLUMINA INC	100	230.880	23,088.000	
INTUITIVE SURGICAL INC	220	424.250	93,335.000	

	COMERICA INC	500	98.850	49,425.000	
	DOVER CORP	400	98.570	39,428.000	
	MICROSOFT CORP	4,100	93.640	383,924.000	
	MICRON TECHNOLOGY INC	400	52.030	20,812.000	
	BLACKROCK INC	200	545.260	109,052.000	
	KANSAS CITY SOUTHERN	100	104.570	10,457.000	
	CHUBB LTD	150	141.560	21,234.000	
	EBAY INC	800	43.190	34,552.000	
	PAYPAL HOLDINGS INC	400	79.070	31,628.000	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	100	74.760	7,476.000	
	ZIONS BANCORPORATION	700	55.710	38,997.000	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,100	141.640	155,804.000	
	E*TRADE FINANCIAL CORP	1,000	52.620	52,620.000	
	PRAXAIR INC	300	152.740	45,822.000	
	PACCAR INC	200	68.810	13,762.000	
	BIOGEN INC	50	286.950	14,347.500	
	STARBUCKS CORP	100	56.990	5,699.000	
	INTUIT INC	800	170.180	136,144.000	
	ELECTRONIC ARTS INC	900	126.100	113,490.000	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	400	173.160	69,264.000	
	CARNIVAL CORP	500	65.190	32,595.000	
	COMCAST CORP-CLASS A	800	36.780	29,424.000	
アメリカ・ドル	小計			アメリカ・ドル 10,309,480.200 (1,095,279,176)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	TUI AG-DI	2,100	15.065	31,636.500	
	BP PLC	8,000	4.701	37,612.000	
	UNILEVER PLC	500	37.595	18,797.500	
	PRUDENTIAL PLC	2,000	17.975	35,950.000	
	BEAZLEY PLC	11,000	5.285	58,135.000	
	DIAGEO PLC	1,500	24.020	36,030.000	
	RIO TINTO PLC	700	36.950	25,865.000	
	GLENCORE PLC	7,000	3.648	25,536.000	
	ASHTED GROUP PLC	3,500	20.290	71,015.000	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	100	42.210	4,221.000	
	BHP BILLITON PLC	2,300	14.370	33,051.000	



	HSBC HOLDINGS PLC	8,300	7.020	58,266.000	
	ANGLO AMERICAN PLC	1,500	16.932	25,398.000	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	600	44.900	26,940.000	
	INTERMEDIATE CAPITAL GROUP	1,500	10.350	15,525.000	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	3,300	22.670	74,811.000	
イギリス・ポンド 小計				イギリス・ポンド 578,789.000 (85,174,589)	
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	1,000	23.700	23,700.000	
	CSL LTD	200	161.070	32,214.000	
オーストラリア・ドル 小計				オーストラリア・ドル 55,914.000 (4,615,700)	
カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	SUNCOR ENERGY INC	500	41.500	20,750.000	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	200	116.300	23,260.000	
	TORONTO-DOMINION BANK	600	75.350	45,210.000	
	ROYAL BANK OF CANADA	900	100.910	90,819.000	
	SHOPIFY INC - CLASS A	900	180.800	162,720.000	
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 342,759.000 (28,061,679)	
シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,500	28.000	42,000.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,500	13.090	19,635.000	
シンガポール・ドル 小計				シンガポール・ドル 61,635.000 (4,972,711)	
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン	
	UBS GROUP AG-REG	1,400	17.280	24,192.000	
	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	50	224.350	11,217.500	
	NESTLE SA-REG	900	75.120	67,608.000	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	3,100	16.850	52,235.000	
	FISCHER (GEORG)-REG	60	1,356.000	81,360.000	

	NOVARTIS AG-REG	900	78.800	70,920.000	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	200	82.380	16,476.000	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	600	36.820	22,092.000	
スイス・フラン	小計			スイス・フラン 346,100.500 (39,140,505)	
デンマーク・クローネ		株	デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
	NOVO NORDISK A/S-B	800	304.500	243,600.000	
デンマーク・クローネ	小計			デンマーク・クローネ 243,600.000 (4,289,796)	
ノルウェー・クローネ		株	ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
	TELENOR ASA	2,700	177.950	480,465.000	
	STATOIL ASA	4,000	176.950	707,800.000	
ノルウェー・クローネ	小計			ノルウェー・クローネ 1,188,265.000 (16,160,404)	
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ	
	BAYER AG-REG	100	94.620	9,462.000	
	COMMERZBANK AG	7,000	12.086	84,602.000	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	150	153.540	23,031.000	
	SIEMENS AG-REG	200	104.000	20,800.000	
	BASF SE	200	84.160	16,832.000	
	LINDE AG	100	170.900	17,090.000	
	ALLIANZ SE-REG	500	187.720	93,860.000	
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	400	54.140	21,656.000	
	SAP SE	150	84.230	12,634.500	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	50	180.650	9,032.500	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	300	67.310	20,193.000	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	700	21.980	15,386.000	
	DEUTSCHE POST AG-REG	900	36.830	33,147.000	
	VONOVIA SE	300	37.700	11,310.000	
	ARCELORMITTAL	800	26.480	21,184.000	
	UNILEVER NV-CVA	300	43.005	12,901.500	
	WOLTERS KLUWER	700	40.840	28,588.000	

	ING GROEP NV	1,500	14.190	21,285.000	
	ASML HOLDING NV	425	159.800	67,915.000	
	ABN AMRO GROUP NV-CVA	200	24.630	4,926.000	
	TOTAL SA	500	45.950	22,975.000	
	AIR LIQUIDE SA	200	100.750	20,150.000	
	KERING	200	382.700	76,540.000	
	BNP PARIBAS	200	62.060	12,412.000	
	DANONE	800	64.860	51,888.000	
	VIVENDI	1,000	20.530	20,530.000	
	L'OREAL	200	174.950	34,990.000	
	PERNOD RICARD SA	350	131.100	45,885.000	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	250	240.750	60,187.500	
	ACCOR SA	800	45.540	36,432.000	
	CAPGEMINI SE	100	100.950	10,095.000	
	UBISOFT ENTERTAINMENT	600	66.240	39,744.000	
	AXA SA	2,000	22.620	45,240.000	
	SANOFI	100	64.500	6,450.000	
	VINCI SA	600	80.000	48,000.000	
	AIRBUS SE	1,000	95.750	95,750.000	
	SAFRAN SA	300	85.340	25,602.000	
	ARKEMA	300	106.300	31,890.000	
	KBC GROEP NV	1,000	74.700	74,700.000	
	ATLANTIA SPA	1,000	24.630	24,630.000	
	BANCO SANTANDER SA	4,500	5.505	24,772.500	
	AMADEUS IT GROUP SA	800	57.360	45,888.000	
ユーロ 小計				ユーロ 1,400,586.500 (183,714,931)	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	12,000	24.250	291,000.000	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	34,000	24.350	827,900.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	2,600	425.000	1,105,000.000	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	42,000	6.540	274,680.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO- H	11,000	80.600	886,600.000		
香港・ドル 小計				香港・ドル 3,385,180.000 (45,936,892)	

合計			1,507,346,383	
			[1,507,346,383]	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 161銘柄	100%	72.6%
イギリス・ポンド	株式 16銘柄	100%	5.7%
オーストラリア・ドル	株式 2銘柄	100%	0.3%
カナダ・ドル	株式 5銘柄	100%	1.9%
シンガポール・ドル	株式 2銘柄	100%	0.3%
スイス・フラン	株式 8銘柄	100%	2.6%
デンマーク・クローネ	株式 1銘柄	100%	0.3%
ノルウェー・クローネ	株式 2銘柄	100%	1.1%
ユーロ	株式 42銘柄	100%	12.2%
香港・ドル	株式 5銘柄	100%	3.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,500,670	34,008,922
株式	1,576,928,290	1,495,229,840

未収入金		15,655,211	-
未収配当金		231,800	1,372,000
流動資産合計		1,626,315,971	1,530,610,762
資産合計		1,626,315,971	1,530,610,762
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	-
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,387,534,616	1,160,699,335
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		238,781,355	369,911,427
元本等合計		1,626,315,971	1,530,610,762
純資産合計		1,626,315,971	1,530,610,762
負債純資産合計		1,626,315,971	1,530,610,762

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1. 1 期首	平成29年3月7日	平成29年9月7日
期首元本額	1,572,101,371円	1,387,534,616円
期中追加設定元本額	5,542,867円	14,684,877円
期中一部解約元本額	190,109,622円	241,520,158円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド（分 配型）	357,705,388円	283,475,372円
6 資産バランスファンド（成 長型）	918,975,470円	785,628,575円
世界6資産均等分散ファンド （毎月分配型）	110,853,758円	91,595,388円
計	1,387,534,616円	1,160,699,335円
2. 期末日における受益権の総数	1,387,534,616口	1,160,699,335口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成30年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	74,463,418	90,948,034
合計	74,463,418	90,948,034

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成29年3月7日から平成29年9月6日まで、及び平成29年9月7日から平成30年3月6日まで）を指しております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1口当たり純資産額	1.1721円	1.3187円
（1万口当たり純資産額）	（11,721円）	（13,187円）

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
双日	120,500	335.00	40,367,500	
ニチレイ	16,700	2,745.00	45,841,500	
日本毛織	49,100	1,074.00	52,733,400	
信越化学	3,600	10,720.00	38,592,000	
カネカ	61,000	1,031.00	62,891,000	
三井化学	24,000	3,290.00	78,960,000	
J S R	19,000	2,528.00	48,032,000	
小野薬品	5,100	3,203.00	16,335,300	
大塚ホールディングス	11,600	5,255.00	60,958,000	
オリエンタルランド	6,600	10,455.00	69,003,000	
リゾートトラスト	12,300	2,344.00	28,831,200	
ポーラ・オルビスHD	4,000	4,560.00	18,240,000	
J X T Gホールディングス	53,000	659.10	34,932,300	
東海カーボン	16,000	1,786.00	28,576,000	
L I X I Lグループ	5,800	2,465.00	14,297,000	
リクルートホールディングス	8,400	2,517.50	21,147,000	
ディスコ	1,800	25,020.00	45,036,000	
ダイキン工業	2,600	12,080.00	31,408,000	
ダイフク	5,000	6,620.00	33,100,000	
三菱電機	37,100	1,736.00	64,405,600	
日本電産	2,300	16,845.00	38,743,500	
セイコーエプソン	20,400	1,987.00	40,534,800	
ソ ニ ー	12,700	5,282.00	67,081,400	
カ シ オ	20,200	1,552.00	31,350,400	
ロ ー ム	4,300	10,710.00	46,053,000	
ティラド	6,400	3,815.00	24,416,000	
バンダイナムコHLDGS	9,000	3,410.00	30,690,000	
N I S S H A	9,600	2,721.00	26,121,600	
ビジョン	15,800	4,500.00	71,100,000	
日本ユニシス	22,300	2,250.00	50,175,000	
阪和興業	16,500	4,530.00	74,745,000	
テクノアソシエ	13,500	1,350.00	18,225,000	
丸井グループ	9,600	2,014.00	19,334,400	
三菱UFJフィナンシャルG	94,700	730.20	69,149,940	
東京海上HD	11,000	4,893.00	53,823,000	
合計			1,495,229,840	

## (2) 株式以外の有価証券



該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,913,033,944	2,179,297,768
コール・ローン	904,423,703	722,379,021
投資証券	108,639,934,293	94,780,092,465
派生商品評価勘定	-	139,586
未収入金	340,815,329	1,169,282,292
未収配当金	98,732,064	41,734,871
流動資産合計	111,896,939,333	98,892,926,003
資産合計	111,896,939,333	98,892,926,003
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	354,609
未払金	192,059,474	212,145,878
未払解約金	151,363,000	150,000,000
流動負債合計	343,422,474	362,500,487
負債合計	343,422,474	362,500,487
純資産の部		
元本等		
元本	1 52,438,104,238	48,287,349,682
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	59,115,412,621	50,243,075,834
元本等合計	111,553,516,859	98,530,425,516
純資産合計	111,553,516,859	98,530,425,516

負債純資産合計	111,896,939,333	98,892,926,003
---------	-----------------	----------------

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p>

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1. 1 期首	平成29年3月7日	平成29年9月7日
期首元本額	58,319,267,773円	52,438,104,238円
期中追加設定元本額	194,214,533円	231,363,950円
期中一部解約元本額	6,075,378,068円	4,382,118,506円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバルREIT・オープン（毎月分配型）	47,457,293,923円	43,659,355,110円
ダイワ・バランス3資産（外債・海外リート・好配当日本株）	41,668,962円	39,191,006円
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	24,503,558円	22,300,301円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	23,098,279円	19,940,781円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	114,642,713円	107,509,700円
6資産バランスファンド（分配型）	199,110,308円	182,352,972円
6資産バランスファンド（成長型）	410,221,948円	396,222,024円
りそな ワールド・リート・ファンド	2,077,131,381円	1,879,830,660円
世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）	61,875,964円	57,412,853円
『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン（奇数月分配型）	5,657,671円	5,211,062円

常陽3分法ファンド	306,660,958円	274,149,067円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	72,125,665円	65,861,047円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/安定コース）	203,942,242円	225,996,300円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/6分散コース）	275,760,616円	302,132,092円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/成長コース）	330,513,613円	377,173,205円
ダイワ・グローバルREITファンド（ダイワSMA専用）	163,901,312円	53,795,100円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）	602,631,092円	549,334,706円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）	29,151,029円	29,890,187円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）	38,213,004円	39,691,509円
計	52,438,104,238円	48,287,349,682円
2. 期末日における受益権の総数	52,438,104,238口	48,287,349,682口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成30年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	6,463,526,704	3,702,025,374
合計	6,463,526,704	3,702,025,374

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成29年3月16日から平成29年9月6日まで、及び平成29年9月16日から平成30年3月6日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

種 類	平成29年9月6日 現在				平成30年3月6日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	-	-	-	-	246,418,110	-	246,475,783	57,673
アメリカ・ドル	-	-	-	-	60,605,443	-	60,598,892	6,551
イギリス・ポンド	-	-	-	-	175,649,179	-	175,637,243	11,936
シンガポール・ドル	-	-	-	-	10,163,488	-	10,239,648	76,160
買 建	-	-	-	-	246,418,110	-	246,260,760	157,350
アメリカ・ドル	-	-	-	-	185,812,667	-	185,569,688	242,979
シンガポール・ドル	-	-	-	-	8,993,953	-	9,006,014	12,061
ユーロ	-	-	-	-	51,611,490	-	51,685,058	73,568
合計	-	-	-	-	492,836,220	-	492,736,543	215,023

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

## 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1273円 (21,273円)	2.0405円 (20,405円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	204,291	6,900,949.980	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	109,690	17,271,787.400	
		BOSTON PROPERTIES INC	150,568	18,272,932.480	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	268,099	10,391,517.240	
		GGP INC	487,506	10,408,253.100	
		EQUITY RESIDENTIAL	309,706	17,489,097.820	
		EPR PROPERTIES	141,740	7,860,900.400	
		EQUINIX INC	17,691	6,873,130.410	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	288,006	6,350,532.300	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	711,192	12,886,799.040	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	243,503	7,699,564.860	
		RLJ LODGING TRUST	338,620	6,528,593.600	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	978,661	14,621,195.340	
		CYRUSONE INC	106,284	5,251,492.440	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	239,038	6,083,517.100	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	172,230	5,730,092.100	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	9,701	242,136.960	
		INVITATION HOMES INC	411,570	9,075,118.500	
		AMERICOLD REALTY TRUST	265,084	4,707,891.840	
VICI PROPERTIES INC	343,031	6,678,813.570			
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	431,573	7,276,320.780			
GEO GROUP INC/THE	302,267	6,674,055.360			
CROWN CASTLE INTL CORP	220,457	23,747,628.040			
SUN COMMUNITIES INC	204,736	17,814,079.360			

	PROLOGIS INC	151,221	9,238,090.890	
	COUSINS PROPERTIES INC	1,021,356	8,671,312.440	
	DDR CORP	786,137	6,139,729.970	
	DUKE REALTY CORP	447,346	11,174,703.080	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	56,465	12,744,715.150	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	56,752	6,612,175.520	
	KILROY REALTY CORP	268,708	18,320,511.440	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	79,462	6,893,328.500	
	REGENCY CENTERS CORP	176,553	10,367,192.160	
	UDR INC	650,299	21,895,567.330	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	178,769	4,826,763.000	
	CUBESMART	344,454	9,434,595.060	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	572,450	8,311,974.000	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	253,886	25,479,998.960	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	170,437	14,695,078.140	
	EDUCATION REALTY TRUST INC	267,549	8,473,276.830	
	DOUGLAS EMMETT INC	281,759	10,275,750.730	
	アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル 430,391,163.220 (45,724,757,181)	
イギリス・ポンド			イギリス・ポンド	
	ASSURA PLC	18,460,774	10,688,788.140	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,116,133	10,284,049.460	
	SEGRO PLC	3,143,839	18,322,293.690	
	UNITE GROUP PLC	742,000	5,750,500.000	
	BRITISH LAND CO PLC	1,606,760	10,202,926.000	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	887,177	5,766,650.500	
	DERWENT LONDON PLC	190,992	5,630,444.160	
	WORKSPACE GROUP PLC	296,911	2,796,901.620	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	1,127,069	5,753,687.240	
	BIG YELLOW GROUP PLC	590,108	5,004,115.840	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	2,210,394	3,912,397.380	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	3,128,116	4,410,643.560	
	イギリス・ポンド 小計		イギリス・ポンド 88,523,397.590 (13,027,103,189)	
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル	
	NATIONAL STORAGE REIT	13,294,696	20,207,937.920	



	DEXUS	3,914,079	36,596,638.650	
	GPT GROUP	6,058,482	28,656,619.860	
	INVESTA OFFICE FUND	4,080,104	17,136,436.800	
	GOODMAN GROUP	4,440,743	37,124,611.480	
	CHARTER HALL GROUP	2,896,247	16,798,232.600	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	7,421,624	20,112,601.040	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 176,633,078.350 (14,581,060,618)	
カナダ・ドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	317,793	カナダ・ドル 14,310,218.790	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	501,527	20,728,110.910	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 35,038,329.700 (2,868,588,052)	
シンガポール・ドル	KEPPEL DC REIT	11,787,313	シンガポール・ドル 16,266,491.940	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	3,027,600	7,811,208.000	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	4,819,000	13,541,390.000	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 37,619,089.940 (3,035,108,176)	
ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	1,080,500	ユーロ 12,933,585.000	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	19,411	3,700,707.150	
	GECINA SA	119,271	16,817,211.000	
	FONCIERE DES REGIONS	171,124	14,776,557.400	
	AEDIFICA	40,899	3,075,604.800	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	905,093	7,892,410.960	
	HISPANIA ACTIVOS INMOBILIARI	223,835	3,657,463.900	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,924,371	22,803,796.350	
ユーロ 小計			ユーロ 85,657,336.560 (11,235,672,836)	
香港・ドル	FORTUNE REIT	13,833,070	香港・ドル 127,402,574.700	
	LINK REIT	2,834,420	190,047,861.000	
香港・ドル 小計			香港・ドル 317,450,435.700	

			(4,307,802,413)
投資証券	合計		94,780,092,465 [94,780,092,465]
合計			94,780,092,465 [94,780,092,465]

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 41銘柄	100%	48.3%
イギリス・ポンド	投資証券 12銘柄	100%	13.7%
オーストラリア・ドル	投資証券 7銘柄	100%	15.4%
カナダ・ドル	投資証券 2銘柄	100%	3.0%
シンガポール・ドル	投資証券 3銘柄	100%	3.2%
ユーロ	投資証券 8銘柄	100%	11.9%
香港・ドル	投資証券 2銘柄	100%	4.5%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ」-REITアクティブ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,840,564,699	517,892,637
投資証券	81,151,795,000	93,684,135,940
未収入金	-	933,727,382

未収配当金	922,385,000	1,198,820,859
流動資産合計	84,914,744,699	96,334,576,818
資産合計	84,914,744,699	96,334,576,818
負債の部		
流動負債		
未払金	-	698,994,727
未払解約金	12,900,000	12,123,000
流動負債合計	12,900,000	711,117,727
負債合計	12,900,000	711,117,727
純資産の部		
元本等		
元本	1 37,276,224,895	40,836,380,355
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	47,625,619,804	54,787,078,736
元本等合計	84,901,844,699	95,623,459,091
純資産合計	84,901,844,699	95,623,459,091
負債純資産合計	84,914,744,699	96,334,576,818

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1. 1 期首	平成29年3月7日	平成29年9月7日
期首元本額	32,780,425,705円	37,276,224,895円
期中追加設定元本額	4,905,322,260円	4,242,247,612円
期中一部解約元本額	409,523,070円	682,092,152円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	22,435,626円	20,325,019円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	21,542,795円	18,948,713円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	105,047,483円	98,716,224円
6資産バランスファンド（分配型）	182,305,835円	163,806,078円
6資産バランスファンド（成長型）	378,278,659円	361,286,590円
世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）	56,815,849円	53,513,113円
『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン（奇数月分配型）	2,504,007円	2,335,572円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	66,042,040円	58,067,894円
成果リレー（ブラジル国債&J-REIT）2014-07	32,734,273円	25,789,522円
成果リレー（ブラジル国債&J-REIT）2014-08	41,657,396円	31,902,327円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/安定コース）	187,821,899円	199,233,766円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/6分散コース）	254,783,587円	268,900,064円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/成長コース）	305,152,153円	334,191,272円
DCダイワJ-REITアクティブファンド	433,544,918円	361,890,370円
ダイワファンドラップ J-REITセレクト	33,931,991,521円	37,787,745,778円

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）	136,939,545円	127,017,669円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）	44,889,042円	41,991,066円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）	231,472,085円	201,749,453円
ダイワ・アクティブリート・ファンド（年4回決算型）	840,266,182円	678,969,865円
計	37,276,224,895円	40,836,380,355円
2. 期末日における受益権の総数	37,276,224,895口	40,836,380,355口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成29年9月7日 至 平成30年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成30年3月6日現在
-----	-------------

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	5,128,092,024	2,531,144,694
合計	5,128,092,024	2,531,144,694

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成29年5月11日から平成29年9月6日まで、及び平成29年11月11日から平成30年3月6日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	平成29年9月6日現在	平成30年3月6日現在
1口当たり純資産額	2.2776円	2.3416円
(1万口当たり純資産額)	(22,776円)	(23,416円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
-----	-----	------	------------	----

投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	3,179	1,483,003,500	
	M C U B S M i d C i t y 投資法人	20,175	1,587,772,500	
	森ヒルズリート	21,092	2,874,839,600	
	産業ファンド	11,558	1,371,934,600	
	アドバンス・レジデンス	8,480	2,296,384,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	6,250	950,000,000	
	A P I 投資法人	6,914	3,249,580,000	
	G L P 投資法人	15,814	1,752,191,200	
	コンフォリア・レジデンシャル	8,508	2,030,008,800	
	日本プロロジスリート	20,899	4,731,533,600	
	星野リゾート・リート	1,059	597,276,000	
	O N E リート投資法人	1,342	321,677,400	
	イオンリート投資	18,019	2,025,335,600	
	ヒューリックリート投資法	11,798	1,868,803,200	
	日本リート投資法人	5,982	1,881,339,000	
	インベスコ・オフィス・Jリート	93,008	1,383,959,040	
	積水ハウス・リート投資	10,219	1,464,382,700	
	ケネディクス商業リート	7,264	1,697,596,800	
	ヘルスケア&メディカル投資	1,675	174,535,000	
	野村不動産マスターF	44,247	6,265,375,200	
	ラサールロジポート投資	15,782	1,726,550,800	
	三井不ロジパーク	100	35,500,000	
	大江戸温泉リート	9,864	846,331,200	
	投資法人みらい	5,300	973,080,000	
	森トラスト・ホテルリート投	1,029	145,500,600	
	三菱地所物流REIT	3,908	1,024,677,600	
	CREロジスティクスファンド	3,395	371,752,500	
	ザイマックス・リート	5,073	558,537,300	
	日本ビルファンド	8,443	4,770,295,000	
	ジャパンリアルエステイト	13,072	7,071,952,000	
	日本リテールファンド	15,272	3,072,726,400	
	オリックス不動産投資	21,199	3,499,954,900	
	日本プライムリアルティ	7,129	2,637,730,000	
	プレミアム投資法人	11,573	1,278,816,500	
グローバル・ワン不動産投資法人	549	222,894,000		
ユナイテッド・アーバン投資法人	16,960	2,842,496,000		
森トラスト総合リート	7,939	1,259,919,300		
インヴィンシブル投資法人	38,062	1,828,879,100		
フロンティア不動産投資	3,445	1,510,632,500		

平和不動産リート	9,724	975,317,200	
日本ロジスティクスファンド投資法人	2,654	559,197,800	
福岡リート投資法人	6,717	1,108,976,700	
ケネディクス・オフィス投資法人	3,446	2,267,468,000	
積水ハウス・レジデンシャル投資法人	9,943	1,179,239,800	
いちごオフィスリート投資法人	10,840	847,688,000	
大和証券オフィス投資法人	2,580	1,553,160,000	
阪急リート投資法人	1,068	139,160,400	
スタートアップリート投資法人	3,332	548,114,000	
大和ハウスリート投資法人	9,937	2,514,061,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	41,328	3,161,592,000	
日本賃貸住宅投資法人	18,497	1,531,551,600	
ジャパンエクセレント投資法人	11,620	1,612,856,000	
投資証券 合計		93,684,135,940	
合計		93,684,135,940	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成30年3月30日

資産総額	746,601,230円
負債総額	5,168,614円
純資産総額（ - ）	741,432,616円
発行済数量	792,649,108口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9354円

## (参考) ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成30年3月30日

資産総額	32,298,344,879円
負債総額	1,370,994,082円
純資産総額（ - ）	30,927,350,797円
発行済数量	18,800,397,971口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.6450円

## (参考) ダイワ日本国債マザーファンド

## 純資産額計算書

平成30年3月30日

資産総額	293,226,728,101円
負債総額	160,836,984円
純資産総額（ - ）	293,065,891,117円
発行済数量	233,498,528,151口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2551円

## (参考) ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成30年3月30日

資産総額	1,514,944,398円
負債総額	24,671,733円
純資産総額( - )	1,490,272,665円
発行済数量	751,039,343口
1単位当たり純資産額( / )	1.9843円

## (参考) ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成30年3月30日

資産総額	1,552,460,333円
負債総額	7,810,485円
純資産総額( - )	1,544,649,848円
発行済数量	1,166,698,077口
1単位当たり純資産額( / )	1.3239円

## (参考) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成30年3月30日

資産総額	99,997,055,956円
負債総額	222,456,855円
純資産総額( - )	99,774,599,101円
発行済数量	47,685,127,186口
1単位当たり純資産額( / )	2.0924円

## (参考) ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成30年3月30日

資産総額	98,190,650,256円
負債総額	124,337,336円
純資産総額( - )	98,066,312,920円

発行済数量	41,234,473,591口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.3783円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典  
ありません。

(3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2018年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2018年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	81	194,879
追加型株式投資信託	701	14,968,640
株式投資信託 合計	782	15,163,519
単位型公社債投資信託	24	102,614
追加型公社債投資信託	14	1,465,034
公社債投資信託 合計	38	1,567,648
総合計	820	16,731,166

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第58期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第59期事業年度に係る中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	31,715	31,260
有価証券	1,137	110
前払費用	159	190
未収委託者報酬	9,896	10,453
未収収益	87	72
繰延税金資産	468	439
その他	83	34
流動資産計	43,547	42,560
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	1	229
建物	18	15
器具備品	224	214
無形固定資産	2,706	2,650
ソフトウェア	2,385	2,323
ソフトウェア仮勘定	321	327
投資その他の資産	14,223	12,353



投資有価証券	7,872	5,920
関係会社株式	5,129	5,129
出資金	123	185
長期差入保証金	1,049	1,050
繰延税金資産	-	31
その他	47	37
固定資産計	17,173	15,234
資産合計	60,720	57,795

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	61	79
未払金	8,789	9,466
未払収益分配金	5	7
未払償還金	63	59
未払手数料	4,330	4,453
その他未払金	2 4,390	2 4,946
未払費用	4,215	4,077
未払法人税等	1,155	980
未払消費税等	538	223
賞与引当金	937	945
その他	22	3
流動負債計	15,720	15,776
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	2,209	2,318
役員退職慰労引当金	93	151
繰延税金負債	1,410	-
その他	-	7
固定負債計	3,714	2,477
負債合計	19,435	18,254
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		

資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,960	12,231
利益剰余金合計	14,334	12,606
株主資本合計	41,004	39,276
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	280	264
評価・換算差額等合計	280	264
純資産合計	41,284	39,540
負債・純資産合計	60,720	57,795

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	88,850	79,747
その他営業収益	799	727
営業収益計	89,650	80,474
営業費用		
支払手数料	46,165	40,110
広告宣伝費	646	549
調査費	10,116	9,436
調査費	925	904
委託調査費	9,191	8,531
委託計算費	761	793
営業雑経費	1,346	1,375
通信費	249	251
印刷費	515	501
協会費	53	50
諸会費	14	13
その他営業雑経費	513	557
営業費用計	59,036	52,265
一般管理費		
給料	5,797	5,833

役員報酬	354	416
給料・手当	3,850	3,940
賞与	654	531
賞与引当金繰入額	937	945
福利厚生費	837	807
交際費	70	60
旅費交通費	211	178
租税公課	325	531
不動産賃借料	1,258	1,273
退職給付費用	394	463
役員退職慰労引当金繰入額	37	60
固定資産減価償却費	1,110	1,045
諸経費	1,486	1,400
一般管理費計	11,531	11,655
営業利益	19,082	16,554

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	109	92
受取利息	25	12
投資有価証券売却益	115	224
有価証券償還益	0	94
外国税関連費用引当金戻入益	171	-
その他	72	56
営業外収益計	496	481
営業外費用		
投資有価証券売却損	14	24
その他	94	75
営業外費用計	108	100
経常利益	19,471	16,935
特別損失		
MMF等償還関連費用	-	305
特別損失計	-	305
税引前当期純利益	19,471	16,629
法人税、住民税及び事業税	6,215	6,501
法人税等調整額	6	1,405

法人税等合計	6,209	5,096
当期純利益	13,262	11,533

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	13,428	13,428	13,428
当期純利益	-	-	-	13,262	13,262	13,262
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	166	166	166
当期末残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	13,428
当期純利益	-	-	13,262
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	422	422	422
当期変動額合計	422	422	589
当期末残高	280	280	41,284

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	13,261	13,261	13,261
当期純利益	-	-	-	11,533	11,533	11,533
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,728	1,728	1,728
当期末残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	280	280	41,284
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	13,261
当期純利益	-	-	11,533
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	1,743
当期末残高	264	264	39,540

## 注記事項

（重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## （1）子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## （2） 其他有価証券

### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2． 固定資産の減価償却の方法

### （1） 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

### （2） 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

## 3． 引当金の計上基準

### （1） 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### （2） 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### （3） 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## 4． 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 5． 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## （表示方法の変更）

### （損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「有価証券償還益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた73百万円は、「有価証券償還益」0百万円、「その他」72百万円として組替えております。

## （追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する摘要指針（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）」を当期から適用しております。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	23百万円	26百万円
器具備品	232百万円	264百万円

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
未払金	4,320百万円	4,877百万円

## 3 保証債務

前事業年度（平成28年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,749百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成29年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,685百万円に対して保証を行っております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,262百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,084円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月24日

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,261	5,084	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	11,532百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,421円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月27日

（金融商品関係）



## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 市場リスクの管理

## ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

## ( ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,715	31,715	-
(2) 未収委託者報酬	9,896	9,896	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,987	7,987	-
資産計	49,599	49,599	-
(1) 未払手数料	4,330	4,330	-
(2) その他未払金	4,390	4,390	-

(3) 未払費用(*)	3,420	3,420	-
負債計	12,141	12,141	-

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,260	31,260	-
(2) 未収委託者報酬	10,453	10,453	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,060	5,060	-
資産計	46,774	46,774	-
(1) 未払手数料	4,453	4,453	-
(2) その他未払金	4,946	4,946	-
(3) 未払費用(*)	3,409	3,409	-
負債計	12,809	12,809	-

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

#### 負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,021	970
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,129	5,129
(3) 長期差入保証金	1,049	1,050

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## （注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,715	-	-	-
未収委託者報酬	9,896	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,115	4,570	1,712	141
合計	42,727	4,570	1,712	141

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,260	-	-	-
未収委託者報酬	10,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	110	2,876	1,139	110
合計	41,824	2,876	1,139	110

## （有価証券関係）

## 1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （1）株式	141	55	86

(2) その他 証券投資信託	3,875	3,408	466
小計	4,016	3,463	553
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 証券投資信託	3,970	4,119	148
小計	3,970	4,119	148
合計	7,987	7,583	404

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,021百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	122	55	67
(2) その他 証券投資信託	3,107	2,697	410
小計	3,230	2,752	478
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 証券投資信託	1,829	1,926	96
小計	1,829	1,926	96
合計	5,060	4,679	381

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3	-	0
(2) その他 証券投資信託	19,069	115	13
合計	19,072	115	14

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	50	-	1
(2) その他			

証券投資信託	4,371	224	23
合計	4,421	224	24

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について4百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,072百万円	2,209百万円
勤務費用	222	202
退職給付の支払額	120	122
その他	35	29
退職給付債務の期末残高	2,209	2,318

###### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,209百万円	2,318百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,209	2,318
退職給付引当金	2,209	2,318
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,209	2,318

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	222百万円	202百万円
その他	-	87
確定給付制度に係る退職給付費用	222	289

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	676	709
賞与引当金	225	224
未払事業税	224	169
連結法人間取引(譲渡損)	121	5
出資金評価損	98	98
投資有価証券評価損	95	65
その他	173	185
繰延税金資産小計	1,615	1,458
評価性引当額	347	201
繰延税金資産合計	1,268	1,257
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,086	639
その他有価証券評価差額金	124	146
繰延税金負債合計	2,210	786
繰延税金資産の純額	941	470

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)

法定実効税率 (調整)	33.06%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.02%	
評価性引当額の増減額	1.29%	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.19%	
その他	0.43%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.89%	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略していません。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略していません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

1 . 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,749	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,685	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	27,062	未払手数料	3,188
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	593	未払費用	252



同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,028	長期差入保証金	1,027
-------------	------------	--------	-----	--------	---	---------	-------------	-------	---------	-------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	23,238	未払手数料	3,298
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	768	未払費用	218
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,036	長期差入保証金	1,028

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,826.85円	1株当たり純資産額	15,158.25円
1株当たり当期純利益	5,084.10円	1株当たり当期純利益	4,421.51円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益(百万円)	13,262	11,533
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間 (平成29年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	22,206
有価証券	98
未収委託者報酬	11,259
繰延税金資産	391
その他	278
流動資産合計	34,233
固定資産	
有形固定資産	1 231
無形固定資産	
ソフトウェア	2,066
その他	446
無形固定資産合計	2,512
投資その他の資産	
投資有価証券	6,874
関係会社株式	5,129
その他	1,262

投資その他の資産合計	13,266
固定資産合計	16,010
資産合計	50,244

(単位:百万円)

当中間会計期間  
(平成29年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	7,070
未払費用	3,973
未払法人税等	916
賞与引当金	692
その他	2 606
流動負債合計	13,260
固定負債	
退職給付引当金	2,324
役員退職慰労引当金	134
繰延税金負債	21
その他	6
固定負債合計	2,487
負債合計	15,747
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,116
利益剰余金合計	7,490
株主資本合計	34,160
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	336

評価・換算差額等合計	336
純資産合計	34,496
負債・純資産合計	50,244

## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間	
(自 平成29年4月1日	
至 平成29年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,996
その他営業収益	364
営業収益合計	41,360
営業費用	
支払手数料	20,216
その他営業費用	6,325
営業費用合計	26,542
一般管理費	1 5,665
営業利益	9,152
営業外収益	2 222
営業外費用	9
経常利益	9,365
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	9,365
法人税、住民税及び事業税	2,879
法人税等調整額	69
中間純利益	6,416

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	11,532	11,532	11,532
中間純利益	-	-	-	6,416	6,416	6,416
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	5,115	5,115	5,115
当中間期末残高	15,174	11,495	374	7,116	7,490	34,160

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	264	264	39,540
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	11,532
中間純利益	-	-	6,416
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	72	72	72
当中間期変動額合計	72	72	5,043
当中間期末残高	336	336	34,496

## 注記事項

(重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) 其他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

## 1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成29年9月30日現在)
有形固定資産	307百万円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## 3 保証債務

当中間会計期間（平成29年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,744百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	16百万円
無形固定資産	471百万円

## 2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
受取配当金	49百万円
投資有価証券売却益	134百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	平成29年 3月31日	平成29年 6月27日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成29年9月30日)

### 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,206	22,206	-
(2) 未収委託者報酬	11,259	11,259	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,002	6,002	-
資産合計	39,467	39,467	-
(1) 未払金(*)	7,002	7,002	-
(2) 未払費用(*)	3,424	3,424	-
負債合計	10,427	10,427	-

(\*) 金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。



## 負債

## (1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	970
子会社株式	5,129
差入保証金	1,044

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## (有価証券関係)

当中間会計期間（平成29年9月30日）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	124	55	69
(2) その他			
証券投資信託	4,458	3,979	479
小計	4,582	4,034	548
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	1,419	1,482	63
小計	1,419	1,482	63
合計	6,002	5,517	485

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## （1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
--

1株当たり純資産額	13,224.69円
1株当たり中間純利益金額	2,459.79円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
中間純利益(百万円)	6,416
普通株式に係る中間純利益(百万円)	6,416
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2017年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2017年3月 末日現在)	事業の内容
株式会社関西アーバン銀行	47,039	(注)

(注) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

<参考> 「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社

名称 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額 504千米ドル（約58百万円）（2016年12月末日現在）

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

## 3 【資本関係】

該当事項はありません。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2017年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日)	(書類名)
2017年9月19日	臨時報告書
2017年11月29日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
2017年12月18日	臨時報告書

**独立監査人の監査報告書**

平成29年 5月26日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月6日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の平成29年9月7日から平成30年3月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の平成30年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

平成29年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。